

第1回定例会会議録

令和8年 3月 2日 (月)

開 議 午前10時00分

○議長（内堀喜代志君） これより本会議を再開します。

ただいまの出席議員は14名であります。

理事者側は全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

―――日程第1 一般質問―――

○議長（内堀喜代志君） 日程に従い、これより一般通告質問を行います。

順次発言を許可します。

なお、本日の一般質問の質問者は、午前2名、午後3名の計5名とします。

頁	通告番号	氏 名	件 名
73	1	山 浦 久 人	御代田町の土地単価について
			コロナ禍を経て子ども達の現状は
82	2	森 泉 謙 夫	水資源の保全について
99	3	小井土 哲 雄	南北小学校の新校舎計画について
110	4	内 堀 綾 子	町の業務システムについて問う
			自治体システム、オープンソースなどを活用した公費削減対策は
			国が示す自治体システム標準化20項目対応における町の現状と住民サービス及び職員職務の課題について
126	5	山 本 今朝和	農業振興について

通告番号1番、山浦久人議員の質問を許可します。

山浦久人議員。

（7番 山浦久人君 登壇）

○7番（山浦久人君） おはようございます。通告番号1番、議席番号7番、山浦久人です。大分暖かい日が続き、春らしくなってきました。桜の便りも近いのではないかと

と思います。1番を引いたのは2回目であり、やはり1番は緊張します。頑張りたいと思いたいますが、よろしくお祈いします。

今回は2点ほどお伺いします。

1点目は、御代田町の土地単価について、2点目はコロナ禍を経て子どもたちの現状についてお伺いします。

まず最初に、御代田町の現在の公示地価の1坪の価格についてお伺いします。よろしくお祈いします。

○議長（内堀喜代志君） 小林企画財政課長。

（企画財政課長 小林 靖君 登壇）

○企画財政課長（小林 靖君） お答えいたします。

御代田町の公示地価の基準地は、住宅地として桜ヶ丘団地の周辺、馬瀬口創作館周辺、雪窓保育園周辺の3か所、商業地としまして駅前周辺の1か所が設定されております。

御代田町の2025年、昨年の公示地価は、平均で1㎡当たり2万950円、坪単価に換算すると6万9,300円でした。また、宅地の平均は1㎡当たり1万8,500円、坪単価に換算しますと6万1,157円です。商業地は1㎡当たり2万8,300円で、坪単価に換算すると9万3,553円です。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 山浦久人議員。

○7番（山浦久人君） かなり高いように思われます。なかなか一般庶民で手が届かないような気もいたしますが。

次に、全国的に問題になっている外国人の土地取得について、最近、御代田町でも話題になっていますが、御代田町における外国人の土地取得状態はどんな状態でしょうか。

○議長（内堀喜代志君） 内堀税務課長。

（税務課長 内堀昌明君 登壇）

○税務課長（内堀昌明君） お答えします。

土地の取得や相続等に伴う名義変更の際しましては、通常、不動産登記が行われます。税務課では、固定資産税の課税のため、法務局から不動産登記情報の提供を随時受けております。ただし、現行の不動産登記制度において把握できる所有者情

報は、所有者の氏名、住所及び持分に限られます。そのため、氏名から外国姓であることが明らかな場合は一定程度判断できますけれども、法人名義の場合は、外国資本等の判別ができないのが現状です。これは全国的に同じ状況になります。

令和7年度における御代田町の土地所有者数は、個人及び法人等を含めて9,475件ありまして、このうち外国姓と思われる方は40件余となっております。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 山浦久人議員。

○7番（山浦久人君） 現在、御代田町の土地価格は上昇傾向にあると聞くが、現状はどんな状態でしょうか。

○議長（内堀喜代志君） 内堀税務課長。

（税務課長 内堀昌明君 登壇）

○税務課長（内堀昌明君） お答えします。

土地価格については、自由売買により形成され、需要と供給の状況等によって変動するため、税務課では個々の実売価格を把握しておりません。

参考としまして、直近の固定産税評価替えを実施した令和3年度と令和6年度の標準地価額について、先ほどの地価公示地点を例に比較しますと、1m²当たりの価格は、桜ヶ丘団地西側付近が1万8,000円から1万8,400円、2.2%の増。JA小沼給油所付近が1万3,400円から1万3,100円、2.2%の減。南小学校南側付近が1万7,200円から1万7,700円、2.9%の増。駅前付近が2万8,300円から2万7,700円、2.1%の減となっています。

なお、現在、令和9年度の評価替えに向けて準備を進めているところでありますが、現時点で平均で5から6%の上昇が見込まれております。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 山浦久人議員。

○7番（山浦久人君） 次に、空き家バンクについてお伺いします。

空き家や空き土地の賃貸や売却などを希望する人からの仲介などをすることですが、御代田町の空き家バンクの現状は、どんな状態でしょうか。

○議長（内堀喜代志君） 浅川産業経済課長。

（産業経済課長 浅川英樹君 登壇）

○産業経済課長（浅川英樹君） お答えをいたします。

空き家バンクは、主に地方自治体が主体となり、空き家を売りたい、貸したい所有者と買いたい、借りたい利用者をマッチングさせる情報提供システムであり、当町では、平成27年の5月から実施をしているものでございます。

今年の2月1日時点での空き家バンクの登録件数は累計で75件、成約件数は売買と賃貸を合計しまして55件となっており、そのうち、令和7年度の登録件数及び成約件数はそれぞれ5件となっております。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 山浦久人議員。

○7番（山浦久人君） 補助金などの制度があるようですが、それはどんなものでしょうか。

○議長（内堀喜代志君） 浅川産業経済課長。

（産業経済課長 浅川英樹君 登壇）

○産業経済課長（浅川英樹君） お答えをいたします。

空き家バンク登録物件の売買成立時に、空き家所有者に不動産仲介手数料の2分の1以内の額で、1件につき最大5万円を補助する制度がございます。

2月1日現在の令和7年度の補助交付件数は、成約件数と同数の5件、25万円となっております。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 山浦久人議員。

○7番（山浦久人君） 空き家バンクは大分人気があり、現在は物件不足とお聞きしますが、現状はどんな状態でしょうか。

○議長（内堀喜代志君） 浅川産業経済課長。

（産業経済課長 浅川英樹君 登壇）

○産業経済課長（浅川英樹君） お答えをいたします。

空き家バンクにつきましては、ご質問のとおり、登録物件が利用希望者のニーズに追いついていないという状況でございます。慢性的に物件が不足しているというような状況でございます。

このような状態を解消するため、固定資産税の納税通知書の送付の際に、空き家バンクのチラシを同封するなどの対策を講じているところでございます。ですが、

なかなか問題の解消には至っていないというところでございます。今後も登録を促す取り組みに努めてまいります。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 山浦久人議員。

○7番（山浦久人君） 移住支援金などの制度があるようですが、その内容はどんな状態でしょうか。

○議長（内堀喜代志君） 浅川産業経済課長。

（産業経済課長 浅川英樹君 登壇）

○産業経済課長（浅川英樹君） お答えをいたします。

U I J ターン就業・創業移住支援事業は、東京圏、こちら東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県のほか、愛知県、大阪府に在住、通勤している方が、一定の要件を満たして長野県内に移住をして、就業または創業した場合、移住支援金を給付する事業を長野県と共同で実施をしているものでございます。

交付額は単身世帯が60万円、2人以上の世帯が100万円となっており、この世帯に18歳未満の方がいる場合には、1人当たり100万円ずつが加算されます。

国、県の補助率としましては、東京23区内からの移住の場合は、国が2分の1、県が4分の1、23区外の場合は、県2分の1補助のみとなります。

令和7年度の実績は17件でございまして、実績事業費3,720万円となっており、このうちテレワーク移住が16件、長野県マッチングサイト経由による就業が1件となっております。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 山浦久人議員。

○7番（山浦久人君） 現在は、軽井沢と肩を並べるほどに土地の上昇率は高いと思いますが、御代田町では土地高騰の現状について、今、何か対策または規制などを行っているのでしょうか。

○議長（内堀喜代志君） 小林企画財政課長。

（企画財政課長 小林 靖君 登壇）

○企画財政課長（小林 靖君） お答えいたします。

初めに、御代田町の地価の推移についてお答えいたします。

先ほどの答弁と重複する部分がございますが、国土交通省では、毎年、1 m²当

たりの標準地の公的な価格指標である地価公示価格を公表しております。当町では、住宅地として桜ヶ丘団地周辺、馬瀬口創作館周辺、雪窓保育園周辺の3か所が標準地に設定されており、商業地としては、駅前周辺1か所が標準地として設定されております。

商業地については、直近10年で低下傾向ではありますが、住宅地におきましては、令和5年以降3年連続の上昇となっております。公示地価が実際の土地取引価格にはなりません、直近10年では特に宅地の価格が上昇しており、当町は資産性の高いエリアとなっております。

さて、ご質問の土地の価格高騰に対する対策または規制についてでございますが、国土利用計画法では一定規模以上、これは市街区域以外の都市計画区域が5,000m²以上、また、都市計画区域外では1万m²以上の土地取引については、土地取引の面積、売買価格等の届出義務がございます。市町村を經由して県に進達されます。

この届出において、市町村は意見を付すことができますが、当該土地利用が都市計画をはじめとする各計画と整合しているか、道路整備、上下水道といったインフラ整備の影響、また、騒音や景観などの生活環境への影響、関係法令との整合といった内容は付記できますが、町が土地価格を何円までと決めることはできません。土地取引の制限、価格の是正勧告は都道府県知事の権限となっております。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 山浦久人議員。

○7番（山浦久人君） なるべくこれ以上上昇しないようにしたいものであります。

次に、新型コロナウイルスが2019年末に始まり、日本では2020年から拡大しました。その後、2023年5月8日に日本国内での感染症状の位置づけが5類に移行し、行政による制限などは大きく緩和されました。もう収束していると私は思っていたのですが、昨年の秋に、私は初めてコロナにかかってしまいました。

そこでお伺いします。

2020年頃に発生し、大流行した新型コロナの現在の状況はどんな状態でしょうか。

○議長（内堀喜代志君） 内堀保健福祉課長。

（保健福祉課長 内堀浩行君 登壇）

○保健福祉課長（内堀浩行君） お答えいたします。

新型コロナウイルスへの感染状況につきましては、御代田町だけでは状況は確認できませんが、長野県が保健所別での定点当たりの患者数を毎週公表しております。

公表による佐久保健所管内での定点当たりの患者数については、その年によって流行時期は変わっていますが、年間の定点当たりの平均患者数は年々減少傾向にあります。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 山浦久人議員。

○7番（山浦久人君） 次、昨年、少年警察ボランティア協会東信ブロックの研修会で「子どもの今、そして未来」という題で研修を受けてきました。その中で、コロナ禍を経て、子どもたちの現状についてお伺いします。

不登校やメンタルヘルスの問題がかつてない規模で増加していると聞くが、御代田町の子どもの現状はどんな状態でしょうか。

○議長（内堀喜代志君） 阿部教育次長。

（教育次長 阿部晃彦君 登壇）

○教育次長（阿部晃彦君） お答えいたします。

不登校やメンタルヘルスの課題は全国的に深刻化しており、文部科学省の調査によると、令和6年度の小中学校における不登校児童生徒数は、全国で約35万4,000人、在籍児童生徒の約3.9%と過去最多を更新し、12年連続で増加している状況です。

当町においても、不登校となっている児童生徒は一定数おり、小中学校をあわせると約3.1%となっております。

現在は、個々の児童生徒の多様なニーズにあわせて、様々な学びの場が存在しますが、学校でしか学べないこと、得られない体験もあります。児童生徒一人一人が楽しく学校に通えるような対策として、各学校には教育相談支援員を配置し、日常的な相談や見守りを行っています。また、必要があれば教育委員会に配属されている心理士が介入し教育相談を行うなど、特別支援の充実を図っております。

児童生徒が個別最適な学習ができるよう学校現場と協力し、必要な支援に取り組んでおります。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 山浦久人議員。

○7番（山浦久人君） コロナ禍の活動制限など、生活習慣の変化によって体力への影響はどんな状態にあったのでしょうか。また、現状はどんな状態ですか。

○議長（内堀喜代志君） 阿部教育次長。

（教育次長 阿部晃彦君 登壇）

○教育次長（阿部晃彦君） お答えいたします。

児童生徒の体力にコロナ禍がどのような影響を与えたのかということは、一人一人状況が違うため分析はできません。しかし、一般的に、コロナ禍は子どもの体力低下に影響を与えたと指摘されていて、学校の休校、外出自粛、部活動の制限などで日常的な運動量が減ったと言われていています。

文部科学省の体力・運動能力調査では、小中学生ともに体力テストの平均値が低下しており、特に持久力や筋力の低下が顕著に出ていると報告されています。

ただ、これらの原因はコロナ禍だけではなく、単純に週にほとんど運動をしない児童生徒が増加したことによる運動時間の減少や、ゲームやスマートフォンの長時間利用による座ったままの時間の増加、また、睡眠不足や朝食を食べないなどの生活リズムの乱れなども原因だと考えられます。

現状につきましては、回復傾向は見られていますが、コロナ禍前の水準には戻り切れていないというふうにされています。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 山浦久人議員。

○7番（山浦久人君） コロナ禍において、学力に対しての影響はあったのでしょうか。

○議長（内堀喜代志君） 阿部教育次長。

（教育次長 阿部晃彦君 登壇）

○教育次長（阿部晃彦君） お答えいたします。

児童生徒の学力にコロナ禍がどのような影響を与えたのかということは、先ほどの体力同様、一人一人状況が違うため分析はできません。

こちらにも一般的な見解になりますが、コロナ禍によって、臨時休校や分散登校により授業時数が一時的に減少したことや家庭学習が中心となったことにより、自己管理が難しい児童生徒では、学習量が低下したことによって学力に影響があったと言われております。

また、文部科学省の調査では、家庭の支援が受けられる子どもほど学習を維持できていることや、オンライン学習環境が整っていない家庭では学習が停滞することなどが報告されております。

一方で、GIGAスクール構想による1人1台端末の活用の推進や、自分の興味や目標にあわせて学び方を選ぶ個別最適な学習により、学校現場でのICT活用が進んでおります。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 山浦久人議員。

○7番（山浦久人君） コロナの後、心の健康や社会的なつながりが希薄になっているような気がするが、学校として再構築の必要性があると思うが、教育委員会の考えはどうでしょう。

○議長（内堀喜代志君） 阿部教育次長。

（教育次長 阿部晃彦君 登壇）

○教育次長（阿部晃彦君） お答えいたします。

コロナ禍における長期間の活動制限、マスク着用によるコミュニケーションの制約、そして行事の中止や縮小は、子どもたちが他者の表情から感情を読み取ったり、多様な人間関係を築いたりする機会を奪いました。そのため、不安感の増加や生活リズムの乱れが心配されていきました。現在は、特段学校生活の制限はなく、基本的に学校行事は計画的に執り行っている状況でございます。

一方で、先ほどお答えしたとおり、コロナ禍を経たことによって、GIGAスクール構想によるICTを活用した授業が定着しました。また、コロナ禍前は、前例踏襲で実施されていた学校行事が活動制限により見直され、精査できたことによって、教職員の負担軽減、働き方改革につながっております。

日々多様化する時代の中、それは教育現場においても例外ではありません。教育委員会としても、変化する教育ニーズに対して学校と協力し、柔軟に対応できるよう取り組んでまいります。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 山浦久人議員。

○7番（山浦久人君） コロナ禍を経て、子どもたちが元気で毎日通学できるよう期待して、私の一般質問を終了します。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、通告1番、山浦久人議員の通告の全てを終了します。
この際、暫時休憩します。再開はブザーにてお知らせします。

（午前10時27分）

（休 憩）

（午前10時41分）

○議長（内堀喜代志君） 休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行します。

通告番号2番、森泉謙夫議員の質問を許可します。

森泉謙夫議員。

（3番 森泉謙夫君 登壇）

○3番（森泉謙夫君） 通告2番、議席番号3番の森泉謙夫です。議長のお許しをいただきましたので、一般質問を行いたいと思います。

前回、12月定例会では、外国人留学生を大規模に受け入れる学校建設の計画を背景に、当町の人口が急増した場合の町の受け止めや対応について、一般質問を行いました。その後、議会事務局を通じて、当該事業者からの面談の申入れがあり、これにも応じた経緯がございます。

この一般質問後には、町民の皆さんをはじめ、近隣市町の方々や議会議員、また、遠方の方々からも詳しい話を聞きたいといった問合せが多数寄せられました。加えて、これまでには複数のメディア取材にも応じてまいりましたが、現在も断続的に問合せが続いている状態でありまして、本件への関心の高さを実感するところでございます。

これは、町の将来について、また、受入れ体制の在り方そのものが問われる課題でもありますが、決して御代田町固有の問題にとどまるものではないと思っています。急激な社会構造の変化に対する不安という観点から見れば、全国どこでも起こり得る問題であります。

また、憲法によって地方自治は保障されておりますが、国の制度設計によって地域社会に具体的な負担や不安が生じるのであれば、その制度的責任を明確にすることは当然である、これを、基礎自治体の努力にのみ委ねるべきではないと考えます。

前回の定例会への振り返りはここまでといたしまして、今回は、こうした動きとは全く別の観点として通告しておりますが、国、県、町の制度を踏まえた御代田町における水資源の保全についての質問を行いたいと思います。

また、本件は比較的専門性の高い議論になりますので、質問には少々重複する部分もございますが、前もってご理解いただければと思います。

まず、水源地の保全という観点から一例を申し上げますと、北海道ニセコ町では、町民の水道水源を支える重要な森林が民間所有となっていた事例がありました。町は、将来にわたり水源を守る必要があるとの判断から、当該土地の取得を進めましたが、その取得をめぐる法的な争いが生じた経緯があると承知しております。

この事例は、水源の保全を事後対応に委ねることの難しさと、法的・財政的リスクを伴う可能性を示すものと受け止めておりまして、水源については、問題が発生してから対応するのではなく、事前に土地利用の動向を把握し、必要に応じて協議できる仕組みを整えておくことが重要であると考えます。

その上で申し上げますと、水資源については、国の法律、県の条例、そして御代田町独自の環境保全条例という3つの制度によって一定の規定は整備されております。しかし、制度があることと制度が実際に機能していることは全く別の問題ですから、今日は国、県、町、それぞれの制度を整理した上で、御代田の水は本当に守られているのかという点について、実務ベースで確認してまいりたいと思います。

それでは質問に入ります。

私は、御代田町の水資源は地域の生命線であり、守り抜くべき重要な公共財産であるとの認識の下、まずは水源及び地下水に関する国の法制度について議論を進めてまいります。

御代田町に直接関係するものとして、最も重要と考えるのが水循環基本法であり、地下水が水循環の一部として位置づけられ、市町村が国の方針の下、地域の実情に応じた水循環施策を主体的に策定し実施することが求められております。つまり、市町村は施策を組み立てていく役割を担うものであり、同法の趣旨を踏まえれば、御代田町が地下水保全に主体的に取り組むことは、国の方向性と整合するものであります。

ほかにも、水道法、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法、環境基本法、森林法、重要土地調査法など、水や土地に関する法律は複数存在しております。しかし、地下水の採取については、特定用途や特定地域に限定した法律は存在しますが、全国一律に包括的に直接規制を行う一般法は存在しておらず、実効性の多くが自治体の条例に委ねられているのが現状であります。

また、現行制度では、地下水は土地所有権との関係で、私的利用を前提とする構造が今なお残っているものと整理できます。

そこでお尋ねいたします。

地下水は、公水、公の水なのか、私水、個人の水なのか、町としてはどのように整理しているのかをお伺いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 小林企画財政課長。

（企画財政課長 小林 靖君 登壇）

○企画財政課長（小林 靖君） お答えいたします。

平成23年12月26日に、佐久地域11市町村で構成されました佐久地域流域水循環協議会において、地下水や湧き水等の水資源は、佐久地域及びその周辺地域共有の財産としての公水、公の水であると認識し、地下水と水資源の保全に努める等の内容を定めた佐久地域及びその周辺地域の地下水と水源保全のための共同声明を発表しております。

この共同声明に基づき、平成24年9月には、町は良好な自然環境が地域で共有する財産であることを認識する旨を、御代田町環境保全条例に盛り込む改正を行っております。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 森泉謙夫議員。

○3番（森泉謙夫君） 国の法律において、地下水の直接規制が限定的である現状を町はリスクとして認識しているのか、それとも、現行制度で問題ないと整理しているのか、見解をお伺いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 小林企画財政課長。

（企画財政課長 小林 靖君 登壇）

○企画財政課長（小林 靖君） お答えいたします。

地下水の保全について規定のある御代田町環境保全条例や環境保全条例をより具体化し、住環境の確保と節度ある開発を期するための御代田町開発指導要綱は、その目的を達成するために、社会情勢の実態を把握し変化に対応するなど、時代の求めに応じた条例、要綱でなければなりません。その時々状況に応じて必要があると判断すれば、条例及び要綱の改正について検討してまいります。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 森泉謙夫議員。

○3番（森泉謙夫君） 私も社会情勢は極めて重要な判断材料と捉えておりますが、2022年施行のいわゆる重要土地等調査法では、水の供給に関する機能は重要施設として位置づけられてはおりますが、その機能を支える水源地や森林、地下水、涵養地などが、制度上明確に対象とされているとは言えません。

したがって、生活インフラとしての水を守るという観点からは、国の制度だけでは十分とは言えず、その不足分を自治体がどのように補完するかが問われるものと考えられますが、この不足分の比重があまりにも大きいと考えております。つまり、国は一定の枠組みを用意するから、その先は地域の実情にあわせて工夫していただきというメッセージにほかならないように受け取れます。

そこで、御代田町の水源を守るという観点から、この法律を踏まえ、町としてどこまでを責任範囲として捉えているのか、お尋ねいたします。

○議長（内堀喜代志君） 小林企画財政課長。

（企画財政課長 小林 靖君 登壇）

○企画財政課長（小林 靖君） お答えいたします。

町では、良好な自然環境及び生活環境を保全するとともに、住民の健康で快適な生活を保護するために必要な事項を定めた御代田町環境保全条例を平成元年6月に施行いたしました。

御代田町が快適で住みよい町であり続けるためにも、地域の環境を保全することが町の責任であると考えております。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 森泉謙夫議員。

○3番（森泉謙夫君） 地域環境の保全は町の責務ということでございます。この点を踏まえた上で、国法の整理はここまでといたします。

次に、長野県の豊かな水資源の保全に関する条例についてお伺いいたします。

先ほどの山浦議員の質問を少し深掘りすることになりますが、同条例では、県が水資源保全地域を指定し、土地の売買や所有権の移転、利用形態の変更などについて事前に届出を求める制度が設けられております。

そこで、御代田町は現在、この水資源保全地域に指定されているのかどうかお尋ねいたします。

○議長（内堀喜代志君） 小林企画財政課長。

（企画財政課長 小林 靖君 登壇）

○企画財政課長（小林 靖君） お答えいたします。

御代田町は水資源保全地域には指定されておられません。

なお、令和7年5月時点で、県内で6市町村21地区が水資源保全地域に指定されております。佐久地域の市町村においては、佐久市、南相木村、小海町の3市町村の水源の一部が水資源保全地域に指定されている状況でございます。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 森泉謙夫議員。

○3番（森泉謙夫君） 指定されていない理由について、町としてどのように整理しているのでしょうか。これまでに、県と指定に関する協議を行った経緯があるのかどうかお尋ねいたします。

○議長（内堀喜代志君） 小林企画財政課長。

（企画財政課長 小林 靖君 登壇）

○企画財政課長（小林 靖君） お答えいたします。

町は、これまで水資源保全地域の指定について、長野県と直接協議した経過はないと認識しております。しかし、水資源保全地域の指定に係る進捗状況に関する調査が平成28年2月18日、平成29年1月27日、平成30年2月1日、平成31年1月31日に長野県から発出されております。

この調査におきまして、御代田町の6か所の水道水源地情報が長野県から示され、水資源保全地域の指定についての意向調査がありました。

対象の水源地に水資源保全地域指定の除外となる国有地や町有地が含まれていたことのほか、町としては、御代田町環境保全条例により、おおむねサンライン北側及び水源の500mの範囲は井戸の掘削を原則許可しないとしていること、水質汚染等の公害に対しても同条例で厳しく規制しております。

また、集水地域が広範囲に及ぶことが想定され、土地取引の事前届出制度の実効性を確保することが困難であることや、浅麓水道企業団と佐久水道企業団にも状況を確認した結果、現時点で当町では指定されていない状況となっております。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 森泉謙夫議員。

○3番（森泉謙夫君）　しかし、現行制度では水源地周辺の土地の取得などについては、町が事前に情報を得る仕組みは限定的だということには変わりがないと、このように整理できると思いますので、つまりこのような状況から、県の保全地域制度の活用は有効な選択肢であると考えます。今後、長野県側と連携を進める考えがあるかどうかお尋ねいたします。

○議長（内堀喜代志君）　小林企画財政課長。

（企画財政課長　小林　靖君　登壇）

○企画財政課長（小林　靖君）　お答えいたします。

先ほどの答弁のとおり、当町は水資源保全地域に指定されておりません。しかし、地域の環境を保全することが町の責任であると考えております。現状、御代田町環境保全条例や御代田町開発指導要綱により、水資源を含む環境保全の条例や住環境の確保と節度ある開発を期するための要綱は整備されておりますが、今後、社会情勢の変化等により、関係条例、要綱の改正も必要になる可能性も考えられます。

また、町だけでは対応できない部分については、長野県の制度の活用や県との連携も必要であると考えております。

以上です。

○議長（内堀喜代志君）　森泉謙夫議員。

○3番（森泉謙夫君）　そのとおりだと思います。社会情勢の変化に対し、後追いにならない制度の運用に向けて、県制度の活用や連携の必要性は、今後、さらに高まるものと考えerべきでしょう。

県条例の整理はここまでにしまして、次に、御代田町独自の条例、環境保全条例についてお聞きしていきたいと思ひます。

環境保全条例では、地下水を採取する目的で井戸掘削をしようとする者は、あらかじめ町長の許可を要する旨が規定されております。

そこでお伺いいたしますが、現在、御代田町における新規の井戸掘削について、形式的な手続にとどまらず、地下水保全の観点から、実質的な審査が行われている制度として運用されているのかどうか、条例の実効性確保という観点から、具体的な運用状況についてお示しくたさい。

○議長（内堀喜代志君）　小林町民課長。

（町民課長　小林達佳君　登壇）

○町民課長（小林達佳君） お答えいたします。

御代田町環境保全条例では、地下水の保全を目的として、井戸の掘削について規定しております。

第5章第42条から第48条にかけて、掘削の許可等、あらかじめ町長の許可を受けることを義務づけており、新たに井戸を掘削する場合は、井戸設置申請書を提出する必要があります。井戸設置申請があった場合は、御代田町環境保全条例第44条に定める許可基準に適合しているかどうかを確認した上で、許可の可否を判断するもので、実質的な審査を伴う制度となります。

許可基準としましては、1、他の水をもって代えることが困難なこと、2、水道法に定める水道事業の水源に支障を及ぼさないこと、3、地下水の合理的な利用に支障がないと認められること、4、地下水を申請の用途に供することが必要かつ適当と認められること、5、前各号に掲げる基準のほか、町長が必要と認める事項は規則で定めるとあり、井戸の設置場所や構造、または用途が必要かつ適当であること等の基準に照らして内容を確認し許可の可否を判断しますので、形式的な受理ではありません。

また、許可には条件を付すこともできるものとなっております。

掘削許可を受けた後、完成したとき、当該井戸の内容を変更しようとするとき、廃止したときは町長に届出等をしなければならないと規定されており、内容変更の場合は、再度、掘削許可と同じ手順で町長に申請、許可基準に基づく審査を受け、適合しているときは許可をするもので、完成後、設置者は完成届出書を提出することとなります。

○議長（内堀喜代志君） 森泉謙夫議員。

○3番（森泉謙夫君） 適正に運用されているように理解いたしましたが、環境保全条例上、上水道の水源地周辺の井戸掘削について、どのように規定されているかお尋ねいたします。

○議長（内堀喜代志君） 金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） お答えいたします。

先ほど町民課長の答弁にありました御代田町環境保全条例第44条第1項第5号の「町長が必要と認める事項は規則で定める」につきましては、同条例施行規則第

1 1 条において、別表第 5 として定めております。

一つとして、水道法に定める水道事業の水源地より半径 5 0 0 m の区域、二つとして、町道清万 3 号線北側及び同町道と主要地方道小諸軽井沢線の交差部より西側の同主要地方道北側全域としております。

町道清万 3 号線は清万区北側の道路で、主要地方道小諸軽井沢線は浅間サンラインに当たります。この区域は、特別の理由があると認める場合以外は井戸の掘削を許可しないと明記してあります。

町内の水道事業の水源地は、主要地方道小諸軽井沢線、浅間サンラインより北側に点在しておりますので、御代田町環境保全条例により保全されております。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 森泉謙夫議員。

○3 番（森泉謙夫君） 水源地より半径 5 0 0 m の区域では井戸掘削を認めないということで、広範囲な規制が設けられておりますが、これが効果的な範囲かどうかの評価については、また改めて議論できればと思っております。

このように、井戸掘削は許可制として規制しておりますが、本条例における違反時の命令、罰則について概要の説明を求めます。

○議長（内堀喜代志君） 小林町民課長。

（町民課長 小林達佳君 登壇）

○町民課長（小林達佳君） お答えいたします。

先ほどの答弁にもありましたが、御代田町環境保全条例では、井戸の掘削について事前に町長の許可を受けること等を義務づけており、それらに違反し、町が水資源の保全上必要があると認めるときは、条例第 4 9 条から第 5 3 条により、是正のための指導、勧告、措置命令、停止命令、現状回復命令を発することとなります。

具体的な対応ですが、まず、事実関係の確認を行った上で、条例に基づき必要な措置について指導、または期限を定めて勧告をします。それでも是正がなされない場合には、期限を定めて措置命令をすることができ、さらに措置命令に従わない場合には、行為の停止命令、現状回復命令を発することとなります。

罰則につきましては、第 8 章第 6 1 条から第 6 3 条に規定しており、無許可での井戸の掘削、虚偽の申請、または措置命令や停止命令に違反した場合、1 0 万円以下の罰金に処するものとなっております。

また、法人の業務として違反が行われた場合には、行為者個人に加え、法人にも罰金が科される両罰規定が設けられております。

○議長（内堀喜代志君） 森泉謙夫議員。

○3番（森泉謙夫君） 厳しく規定がなされているように理解をしました。

続いて、命令罰則など制度の利用実績について伺います。

ただいまの答弁にあった規定について、これに関わる届出や施行の頻度、過去10年間の使用停止命令、現状回復命令、罰則の適用、それぞれの実施件数をお示しく下さい。

○議長（内堀喜代志君） 小林町民課長。

（町民課長 小林達佳君 登壇）

○町民課長（小林達佳君） お答えいたします。

御代田町環境保全条例における井戸掘削の違反に対する停止命令、現状回復命令及び罰則について、過去10年間で実施した事例はございません。

○議長（内堀喜代志君） 森泉謙夫議員。

○3番（森泉謙夫君） 事例はないということですが、それは違反そのものがなかったのか、監視や運用が適切に機能している結果なのか、あるいは違反があっても条例が適用されなかった事例があるのか、町としてどのように評価しているのかをお尋ねいたします。

○議長（内堀喜代志君） 小林町民課長。

（町民課長 小林達佳君 登壇）

○町民課長（小林達佳君） お答えいたします。

過去10年間で地下水の井戸掘削に関する条例違反の事例は確認されていなかったため、命令や罰則についての事例はございません。

これは、設置者及び掘削事業者の皆様が条例の趣旨を理解し、適切な手続きを行っていただいているもの、また、地下水保全の観点から適正な指導がなされてきたものと認識しております。

町といたしましては、地下水は町民共有の貴重な資源であるとの認識の下、適正な許可手続の周知及び設置者に対し適切な指導を行い、違反があるときは勧告、現状回復命令等、条例に基づき厳正に対応してまいります。

○議長（内堀喜代志君） 森泉謙夫議員。

○3番（森泉謙夫君） 命令や罰則が適用される事態は起こらないことが望ましいものの、全国で水源地周辺や広大な水源林などの取得が地下水保全の観点から課題となっている現状を踏まえれば、当町の水源地についても備えは必要だと考えます。

水源については、全国の自治体が連携する水資源保全全国自治体連絡会というネットワークがございまして、近隣の佐久市長が発起人として関わっておられて、水資源が貴重な財産であるという認識の下、シンポジウムなども開催されているようにお聞きしております。

まずは、御代田町はこちらの連絡会に所属しているかどうかお尋ねいたします。

○議長（内堀喜代志君） 小林企画財政課長。

（企画財政課長 小林 靖君 登壇）

○企画財政課長（小林 靖君） お答えいたします。

水資源保全全国自治体連絡会の目的は、①地域共有の貴重な財産である地下水及び流水が健全に循環し、水源地域の適正な土地利用により当該地域の保全を図ること、2番目としまして、その利用を継続的かつ安定的に維持し、または回復するために会員との連携によるネットワークを確立すること、3番目に、情報の交換と共有化を進め、豊かな自然の恵みである水資源を次の世代に引き継ぐこと、以上のことを目的に、平成26年7月に設立されております。当町は、この設立時から本連絡会に所属しております。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 森泉謙夫議員。

○3番（森泉謙夫君） 定期的にシンポジウムも開催されているようですが、参加の経緯があれば、大まかな内容や得られた知見についてお聞かせください。

○議長（内堀喜代志君） 小林企画財政課長。

（企画財政課長 小林 靖君 登壇）

○企画財政課長（小林 靖君） お答えいたします。

水資源保全全国自治体連絡会では、シンポジウムが2年に1度開催されております。直近では、令和6年10月3日、4日の2日間、福井県大野市で開催され、小園町長と企画係担当職員の2名が出席いたしました。

シンポジウムの1日目は、国からの報告、開催地である大野市からの報告、基調講演、事例報告の4つが主な内容でございます。

まず、国からの報告では、水循環基本法に基づき、水循環に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画である水循環基本計画の改定に関する報告と、環境省が実施している良好な水環境の創出に向けた取り組みについて、令和6年5月に閣議決定された第6次環境基本計画の目標に設定されている人々の満足度の向上に向けた生物多様性の保全や地域づくりを含めた水環境管理について報告がありました。

また、大野市からの報告では、地下水問題の概要、水資源保全の歩み、水循環を取り巻く状況の変化等について報告がありました。

大野市水循環アドバイザーのシニア世代の生きがい水学習に関する基調講演や、大野市で酒造業を営む蔵元から、日本酒と名水の関わりに関する報告、大野市の小学生から冷たい湧き水でしか生きることのできない魚であるイトヨについてクイズや歌を交えた発表など、全5つの事例報告がありました。

2日目は、現地視察として、水循環の保全啓発を目的とした学習施設である「イトヨの里」、水循環に関する講座を開催している「越前おおの水のがっこう」、当時環境庁でした、今は環境省ですけども、名水百選にも選ばれた「御清水」の3か所を視察しております。

シンポジウムを通して、先進地の取り組み事例や関係自治体との情報交換により、連携を図ることができたと報告を受けております。

なお、令和8年度のシンポジウムは、長野県佐久市で開催が予定されております。以上です。

○議長（内堀喜代志君） 森泉謙夫議員。

○3番（森泉謙夫君） このような連絡会というものを十分活用して、今後も保全を前提とした課題の共有を行っていただきたいと思います。

また、令和8年度のシンポジウムは佐久市で開催されるということですので、そちらにもぜひ参加してみたいと、このように考えております。

続いて、水源地や水資源は、失えば簡単には取り戻すことができないものだということは共通の認識であると承知しております。少し重複となりますが、水源地周辺における土地の売買や所有移転などについて、事前に把握し、協議するための仕組みの不十分さは構造的リスクだと考えますが、認識と今後の対応をお尋ねいたします。

○議長（内堀喜代志君） 小林企画財政課長。

（企画財政課長 小林 靖君 登壇）

○企画財政課長（小林 靖君） お答えいたします。

先ほど答弁をしましたとおり、町としては、御代田町環境保全条例により、おおむねサンライン北側及び水源の500mの範囲の井戸の掘削を原則許可しないとしていることや、水質汚染等の公害に対しても環境保全条例で厳しく規制をしております。

また、長野県全体では、令和7年5月時点において、6市町村21地区の25の水源が、土地の取引等の事前届出制により水資源を保全する水資源保全地域に指定されておりますが、そのほか多くの自治体が制度を活用していないというような状況でございます。

しかし、森泉議員ご指摘のとおりリスクもあるかと思えます。また、社会情勢の変化が激しい昨今、今まではよくても、今後は不透明な部分はあると考えております。町としては、地域の環境保全をしっかりと守っていくためにも、再度、県制度や他の自治体の意向や取り組みの状況について、研究していきたいと考えております。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 森泉謙夫議員。

○3番（森泉謙夫君） 多くの自治体が制度を活用していない現状については理解ができるのですが、しかしながら、法や条例など現行の枠組みの中で、なお十分と言えない部分があるからこそ、制度に隙間が生じて、ほかに有効な手だてが見いだせない状況にあるわけです。

県の制度や他の自治体の取り組みを研究することは重要であります。国への働きかけなども含めて、制度の補完、強化に向けた具体的な検討を進めることも、情勢の変化に即応するための備えとして、私は必要だと考えます。

続きまして、御代田町に点在する用水の保全、活用について伺います。

天然水というと飲み水のことを想像することが多いんですが、御代田町には用水も天然水で賄われております。浅間山麓の地形と先人の営みによって築かれた多くの用水というものがあまして、これらは主に農業を支えるとともに、景観や環境を守るなど重要な水資源となっております。近年、農業従事者の高齢化や担い手

不足、土地利用の変化などによって、用水路の管理や維持が難しくなっている地域もあるようです。

さらに、気候変動に伴う水リスクが高まる中、用水は農業利用にとどまらず、水循環や防災の一端を担う町の基盤インフラでもあります。一般的に、雨水は用水に流すことを前提とするべきではありませんが、しかし、大雨などの際には静かに活躍している存在でもあるわけです。町内に分散する用水は、これら一帯を将来世代に引き継ぐべき共有の財産として、実体の把握は行われていると聞いております。

その上で、用水を水資源として今後価値を高めていくのか、また、据え置かれるべきなのか、どのように位置づけていくのかについてお考えをお聞かせください。

○議長（内堀喜代志君） 浅川産業経済課長。

（産業経済課長 浅川英樹君 登壇）

○産業経済課長（浅川英樹君） お答えをいたします。

農業用水をこれまで維持管理をしてこられた農業従事者の皆さんの減少と高齢化は、大きな問題であるというふうに思います。

水資源としての価値を高めていくのか、または据え置かれるべきなのかといったご質問でございますが、これまで地域の共同作業などによって守られてきた水路や施設も、その担い手不足により、現在は一部の方々に負担が集中してしまっているといった傾向でございます。

このような中で、価値を高めるための新たな施策を展開していくといったことは難しいというふうに思います。したがって、今後は価値の向上ではなく、機能の維持といった位置づけになるというふうに考えております。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 森泉謙夫議員。

○3番（森泉謙夫君） 用水について、機能の維持というのはとても幅広く使える表現だと思って感謝いたしました。

一方で、例えば、小田井宿に代表されるように、用水路を水が流れる風景そのものが景観だったり風情だったり、これも一つの用水の機能の一部で、それを公的な資源として評価するのも町の仕事なんじゃないかとかのように考えたわけです。このような考えが、持続可能な用水の維持管理を側面から支えるきっかけになるんじゃないかということ意見を意見として申し添えさせていただきたいと思います。

次に、用水の維持管理についてになりますが、将来的な担い手不足や管理負担の増大を見据えて、当然、管理者や受益者、また、地域にお任せする部分もあるとは思いますが、主に今後の用水整備への課題はどのようなものとお考えかお尋ねいたします。

○議長（内堀喜代志君） 浅川産業経済課長。

（産業経済課長 浅川英樹君 登壇）

○産業経済課長（浅川英樹君） お答えをいたします。

農業用水や畑かん施設は農業を支える重要な施設ではありますが、その多くが経年により老朽化をしており、大きな更新費用という課題を抱えております。

先ほどお答えをいたしました、農業従事者の高齢化や担い手不足により、用水の泥上げや草刈りといった、これまで地域で担っていただいていた日常的な維持管理が難しくなっているということもございます。

こうした課題に対して、まず、日常的な施設の維持につきましては、多面的機能支払交付金が有効だというふうに思います。この制度は農家の方々だけでなく、地域住民の皆様の参画を得て、組織的に水路の点検や軽微な補修を行うものでございます。

一方で、畑かん施設のポンプ更新など、大規模な改修につきましては、農家の皆様の負担を抑え、持続可能な農業を支えることを目的として、国、県の補助事業を積極的に活用することはもとより、町独自の支援を強化するため、本年、土地改良事業費経費負担金の制度を一部改正いたしました。

この一部改正の具体的な内容としましては、国や県の補助を活用しない単独事業の場合、組合の負担率を10分の5以内から10分の3以内とし、国庫補助事業等を活用した場合、補助残の組合負担率を10分の10、全て負担してもらっていたものから、10分の5、2分の1といったこととし、それぞれ引き下げたというものでございます。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 森泉謙夫議員。

○3番（森泉謙夫君） 施設の老朽化などの課題や交付金などの効果的な活用についてもご説明がございました。

農業後継者の減少によって受益者が減る中で、用水の維持管理に要する負担の相

対的な重みというのは、今後、さらに増えていくものと考えます。その意味で、見方を変えれば、用水の価値というのは既に高まっているとも言えるわけで、町としての位置づけや支え方を改めて検討すべき段階にあるのではないのでしょうか。

また、用水については、無断で迂回させたり、無断で利用する行為などの発生を未然に防ぐために、管理の在り方や条件をより明確に制度化していく必要があると考えます。町の用水では、水源の多くが湧水、湧き水であることから、用水水源地の保全を含め、管理の在り方や条件等については、厳格に制度化していく必要があるのではないのでしょうか。

現在、講じられている施策及び今後の方向性について、町側の見解を伺います。

○議長（内堀喜代志君） 浅川産業経済課長。

（産業経済課長 浅川英樹君 登壇）

○産業経済課長（浅川英樹君） お答えをいたします。

農業用水は、当町の農業を支える重要な水資源でございます。議員ご指摘の無断利用は大きな問題でございます。農業用水を無断で迂回させて利用するような行為は、権利のある受益者の利益を損なうだけでなく、窃盗罪などに問われる可能性もあるというふうに思います。

当町の農業用水は、それぞれの経緯や慣行などにより、各水利組合などのルールによって運営をされております。町としましては、新たな制度をつくるのではなく、その活動への支援が重要であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 森泉謙夫議員。

○3番（森泉謙夫君） 厳格に支援を行っていただくよう希望いたします。

それでは、一つの件名としては少し長くなりましたので、本日ここまでの議論を大枠で整理したいと思います。

まず、地下水の採取については、国側として、特定用途、特定地域に限定した法律は存在しますが、全国一律にフォーカス的に直接規制を行う一般法は存在しておりません。自衛隊施設や原発などの重要土地以外、つまり、当町の水源地を守るだけの機能は持たないということになります。

次に、県には、指定地域に限って土地取引を把握できる制度を設けている。しかし、御代田町は現時点で指定区域には含まれていない。

続いて、町は井戸掘削を罰則つきの許可制として規制しているが、水源周辺における土地の取得そのものを事前に把握する機能は持っていない。

以上を踏まえ、水源の保全については、国、県、町いずれの制度にも限界があり、単独では十分とは言い切れない状況にあると、このように整理すべきと考えます。

そんな中、町の環境保全条例が実務的にもう一步保全に向けて踏み込むとすれば、水源地周辺の土地取引の把握ができるかどうかという点が課題となりますし、先ほどの答弁も、今後、社会情勢の変化などによって、関係条例や要綱の改正も必要になる可能性も考えられる。

また、町だけでは対応できない部分は、県制度の活用や連携も必要だと考えるということでありまして、これらは共通の見解であると評価できますから、県条例への水資源指定地域化に向けて行動するべきであろうと、このように考えております。

また、近年、全国各地で見られる水源地周辺や水源林などの土地取得に対する危機感の高まりは、今なお拡大しております。これらの問題は、外国の資本による土地取引として語られることが多いものの、国内の企業や個人であっても同様に起こり得る問題だと考えます。

特に御代田町には、上水道、用水ともに多くの水源が存在しており、市販されている天然水はガソリンよりも高いと言われるこの時代に、当町は上水道だけにとどまらず、用水にも天然水を利用できるという大変大きな自然の恵みに支えられております。

そこで、御代田町の水資源の保全について、町長のご所見とはいかがなものか、お尋ねいたします。

○議長（内堀喜代志君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） お答えいたします。

町としては、水資源も含め、この豊かな御代田町の環境をしっかりと守っていくことが重要であると考えております。

現状では、御代田町環境保全条例や御代田町開発指導要綱により厳しく対策を講じておりますが、何らかの理由により、水資源を含む環境が害されてからでは手遅れであります。そうならないためにも、町としてリスクに対する対策をしっかりと整備しておくことが重要ですし、御代田町環境保全条例等に違反した行為に対しては、

断固たる対応をしてまいります。

森泉議員から提起いただいた内容を踏まえ、国、県との連携や、水資源保全全国自治体連絡会シンポジウムにおいて、多くの自治体とのつながりもこれまでできておりますので、しっかりと情報共有しながら、町として適切な対応を引き続き講じていきたいと考えております。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 森泉謙夫議員。

○3番（森泉謙夫君） ご所見を伺いました。井戸は町民課、上水道は建設水道課、用水は産業経済課の管轄になりますが、水資源の保全という観点では共通の課題を持つわけで、この件については、ぜひ横の風通しをよくしていただきたいと思うのと、たまたまかかもしれませんが、全てが町民建設経済常任委員会の所管でもあります。

町側として、国や県との連携により、御代田の水資源を守るための制度的枠組みの可動域を改めて見直し、確認をしていただくことを強く希望いたします。

加えて、冒頭で申し上げた御代田町の水は本当に守られているのかという課題に対する私なりの結論を申し上げますと、現行制度の下においても、町の水源は町が守るという強い意思の下に、主体的に取り組んでこそ守り得るものであるということにほかなりません。

最後になりますが、これまでの議論をさらに一步引いて考えれば、水は先人から受け継いだ財産であると同時に、将来世代から預かっている資源でもあります。このような大切な水を制度の隙間からこぼれ落とすことのないように、実効性と強い強度の高い枠組みを構築すべきであることを申し添えまして、私の水資源の保全についての一般質問を終わりといたします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、通告2番、森泉謙夫議員の通告の全てを終了します。

昼食のため休憩します。午後は1時30分より再開します。

（午前11時35分）

（休 憩）

（午後 1時30分）

○議長（内堀喜代志君） 休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行します。

通告3番、小井土哲雄議員の質問を許可します。

小井土哲雄議員。

(3 番 小井土哲雄君 登壇)

○ 1 1 番 (小井土哲雄君) 通告 3 番、議席 1 1 番、小井土哲雄です。寒さも一段落し、春が待ち遠しい季節となりました。この冬は大雪にならず、皆さん助かったのではないのでしょうか。とはいえ、天気予報を見ますと、あした雪模様、一日雪模様のようにですけど。50年前以上かと思いますが、中学の入学式に20cmほどの雪が降ったことがあります、まだ安心はできませんが、穏やかな日差しの中、卒業式、入学式を迎えていただけたらと思っています。

今回の質問で、児童生徒の今後の見通しをお聞きしますが、御代田町の人口増は、皆さんご存じのとおり全国的にも注目されている中、旧役場跡地の開発が人口の推移に関係性が高いので、私も多少なり危惧するところがありますから、少し触れたいと思います。

というのは、御代田町がここまで発展することができたのは、初代萩原勇町長による企業誘致が原点にあると考えます。そこには、財産区の理解ある協力、議会の承認、関係する皆さんの協力の下スタートし、その後もそれぞれ町長が替わっても、現在につながる政策を実現し、今日に至ったと考えます。

企業が誘致されることにより、お勤めの方は、手頃な地価である御代田町内に土地を購入し家を建て、税金を納めていただいています。町外に勤務先がある方も、佐久市、小諸市、軽井沢町などから、住みよさもあるのですが、近隣の事業所へ通勤するにしても適した距離であることから、転入した方も多いためです。

そこで何が言いたいかといいますと、御代田町の人口増の要因は、環境も大きなウエイトを占めるのですが、これまで土地購入が近隣と比較して安価であったことが要因ではなかったのではないのでしょうか。

旧役場跡地の開発に反対はいたしません。計画はあるものの、どのようなまちづくりになるのか、大きな期待を持ちつつも、以前にも、大規模ではありませんでしたが、分譲された土地価格を見ますと、開発には経費がかかりますから、それに見合った価格となることは承知している中、他の土地もつられて値上がりすることが危惧されます。

一般サラリーマンの所得で、土地を購入しても建物が坪100万円と言われる時代には、仮に土地を購入しても家を建てられない宝の持ち腐れになることも考えられます。

今回の役場跡地造成後の分譲計画は詳しくは分かりませんが、建て売りとも聞いていますので、土地だけ購入し、建築物が建つことなく歯抜けになる心配はないでしょうが、地価高騰により、一般的な所得の方が多いい中、町内に家を所有する方の減少につながる可能性を秘めております。

現在、策定中の第6次御代田町長期振興計画を見ますと、この2月1日で外国人も含めると1万6,863人ですが、町の将来人口推計では、2030年、令和12年で1万6,932人、5年後の2035年、令和17年で1万6,996人、その後徐々に人口減と予想しています。

開発が進み、人口増が見込まれることはすばらしいことですが、開発が起因となり、周辺、御代田町全地域の地価高騰等により、あくまでも推測ですが、手を出せなくなる可能性を秘めていることも危惧されます。

将来の児童生徒の見込みにも関連するので申し上げましたが、多分ですが、これ以上大規模な開発を行える場所はもう町内にはないのかもしれないので、期待もしていますが、一般的な所得の方たちが御代田町に住んでいただけるような政策を、町も議会も考える時期かと思えます。

長くなりましたが質問に入ります。

私は旧御代田小学校出身で、現在は、その場所はハートピアとして社会福祉の拠点となっています。当時は、同敷地内に北佐久農業高等学校の分校があり、家畜の飼育も授業の一環として行っており、何度も豚が校庭に逃げて、高校生が追いかけていたことを思い出しました。

当時は、どこの校舎でもそうでしたが、板を横張りにした断熱効果ゼロの建物で、冬には石炭ストーブのたきつけを各自で山に拾いに行っていました。その石炭もバケツに決められた量で、燃え終わると寒い思いをしていましたが、今では小中学校、エアコンが完備され、ありがたい環境かと思えます。

それでは順を追って質問しますが、まず、歴史として、両小学校は建設され何年たち、児童数はどのように推移をしてきたか、また、今後の児童数の見込みをお聞きいたします。

○議長（内堀喜代志君） 阿部教育次長。

（教育次長 阿部晃彦君 登壇）

○教育次長（阿部晃彦君） お答えいたします。

両小学校は昭和52年に2校同時に開校し、令和9年4月で50年が経過します。

児童数の推移についてですが、開校した昭和52年が、2校あわせておよそ890名ほどでしたが、徐々に増加し、昭和58年から平成元年までの7年間は、2校あわせて約1,050名ほどで推移しました。平成元年度の合計1,055名をピークに少しずつ減少し、平成17年度では合計842名で、平成元年度に比べると約20%の減少となりました。その後は増加傾向となり、平成24年度は合計で998名でしたが、以降は多少増減はありますけども、減少傾向で推移をしております。本年度ですが、北小が253名、南小が572名、合計825名となっております。

今後の児童数の見込みにつきましては、年齢別人口ですとか出生数、転出入や地域特性など様々なデータを用いての算出が容易ではございません。現在策定中の第6次御代田町長期振興計画の町の将来人口推計では、令和17年頃をピークに減少に転じていくと推計しておりますが、年齢3区分別人口の年少人口、こちらはゼロ歳から14歳ですが、こちらの推移では、それよりも早く減少に転じております。

仮にそれを基に算定しますと、令和12年度で両校児童数が808名、令和17年度では737名で、以降さらに減少していくというふうに予測されるところでございます。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 小井土哲雄議員。

○11番（小井土哲雄君） 来年、令和9年4月で50年ということで、後の質問にも関係しますが、その昔、公共物は学校も含めて約50年で建て替えだったような記憶があります。現在では建築技術も進化し、50年以上耐震基準を保てる建築物とはなっています。それでも、軽微な補修などを行い長寿命化を図っていることも現実であります。

児童数に関しましては、昭和58年から平成元年までの7年間、2校あわせて1,050名ほどで推移し、平成元年ピークで1,055名、その後徐々に減少するということですが、2020年、令和2年のデータによると、御代田町の人口は1万5,555人、5年後の2025年、令和7年度では人口が1万6,524人と962人、人口増の見込みとなっております。実際は、先ほど申し上げたとおり、

2月1日で1万6,863人ですから、予測よりは現状多いところです。

先ほどの答弁では、平成24年度の南北あわせて998名の児童が、令和7年度では、合計825名と減少しています。数字ばかりで分かりづらいかもかもしれませんが、平成、令和と人口増となっている御代田町で、児童数が減少と反比例となっている現状を町としてどのような状況分析をしているのか、担当課にお聞きしたいと思います。

○議長（内堀喜代志君） 阿部教育次長。

（教育次長 阿部晃彦君 登壇）

○教育次長（阿部晃彦君） お答えいたします。

人口の変動には、死亡数と出生数の差による自然増減と流出数、それから流入数の差による社会増減の二つの側面があります。

現在の人口減少社会でありますけれども、御代田町の人口増につきましては、転入等による社会増の影響が大きいのではないかと考えております。

推測になってしまいますけれども、人口流入があっても、移住される世帯の構成が単身であったり、また、ご夫婦のみであったり、また、お子さんが未就学児の世帯などの場合、それから、中には、ご家庭の判断で町外の小学校へ通う児童が増えたということなども考えられるかというふうに思っております。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 小井土哲雄議員。

○11番（小井土哲雄君） 御代田町に限らず、どこの自治体でも社会増減はあるのでしょうか。人口増と児童数減少の要因の分析はしづらい部分もあるのでしょうか、単身あるいは夫婦であっても、通勤に便利だから、集合住宅であったり一軒家を借り、働く場所があるから御代田町に来られているわけで、子育てはそれぞれの将来設計で、地元に戻られてからと考えているのかなという推測もできます。

御代田町に定住し、御代田小学校、中学校等、通える魅力ある政策とまちづくりが、現状でも真剣に取り組んでいることは承知していますが、さらなる政策が求められていると感じます。

確かに旧役場跡地の造成工事が終わり、住宅が建てられ、数年後居住となれば、現在策定中の第6次長期振興計画にあるよう、令和17年頃までの人口増は見込めるのでしょうか。とはいえ、あと10年ですし、何の保証もないわけです。

先ほども申し上げましたとおり、町全体の土地価格上昇が気にかかるころではあります。完成後、児童生徒の増加が見込まれることも期待できるので、ある意味完成後が楽しみでもあります。

続いて、これまでに幾度となく耐震工事が行われ、長寿命化を目指してきましたが、何年にどのような工事が行われ、また工事費の金額をお聞きいたします。

○議長（内堀喜代志君） 阿部教育次長。

（教育次長 阿部晃彦君 登壇）

○教育次長（阿部晃彦君） お答えいたします。

過去の決算書から、小学校のこれまでの大規模な工事、こちら工事費のみでございますが、拾い出しを行っております。

平成5年、6年度に北小学校で大規模改造工事として、校舎、厨房等の外壁改修、また教室、廊下、階段、トイレの内部、それから体育館や昇降口の改修などを実施しました。2年間の工事費が2億8,664万9,000円で、財源は義務教育施設整備事業債の借入れが2億269万円、一般財源が8,395万9,000円ございました。

また、平成7年、8年度には南小学校で大規模改造工事を実施し、校舎、屋根、外壁の改修、教室内部やトイレの改修、特別教室や昇降口、厨房等の改修などを行いました。2年間の工事費が2億7,707万円で、財源は同じく義務教育施設整備事業債が2億70万円、一般財源が7,637万円となっております。

次に、平成21年度に両校で耐震補強工事を実施しました。壁補強工や地震の揺れによる建物の損傷を軽減するため、柱などの接合部にあえて隙間を設ける耐震スリット工などで、北小学校の工事費が934万5,000円、財源は全て公立学校施設整備費補助金でございました。

南小学校につきましては工事費が3,244万5,000円で、財源は公立学校施設整備費補助金が2,274万1,000円、学校教育施設等整備事業債が720万円、一般財源が250万4,000円ございました。

また、北小学校では平成25年度に、南小学校では平成26年度に再度大規模改造工事を実施しております。トイレ改修や扇風機の設置、外壁の補修などで、北小学校が9,719万9,000円、財源は学校施設環境改善交付金が2,610万9,000円、学校教育施設等整備事業債が4,830万円、一般財源が

2,279万円でした。

南小学校は9,905万8,000円の工事費で、財源が学校施設環境改善交付金が2,826万7,000円、学校教育施設整備事業債が420万円、教育施設整備基金が6,659万円、一般財源が1,000円という形になっております。

そのほか、大規模ではございませんが、毎年必要な修繕工事を実施しております。

児童の安心・安全を第一に考え、必要な改修や補修工事に対して、計画的に取り組み、長寿命化を図ってきているところでございます。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 小井土哲雄議員。

○11番（小井土哲雄君） 昭和52年開校で、平成5年度、6年度、北小で、また7年度、8年度で南小の大規模改造工事とのことでしたが、工事時期は違うものの、開校して16年で大規模改修工事となると、設計等々、あまりにも早い改修工事に疑問を感じるころがあります。

これは通告していないから、また当時のことを、通告していないし調べていないから分からないと思うから、質問しないから安心していて。それはそれとして、新たに増築工事があつたり扇風機があつたりというのは、これは仕方がないことで、そういうことは分かるのですが、それにしても、両校で5億6,300万円余りとなり、事業債等一般財源で賄っています。

また、平成21年度、両校で耐震工事を行い、約4,000万円を超える工事ですが、主に建設当時と基準が厳しくなったりする中、両校とも、公立学校施設整備補助金を受け、整備事業債と一般財源をあわせても、それだけの4,000万円の工事を行いながらも、970万4,000円の最小限の支出で行うことができたことは評価したいと思います。さらに、北小では平成25年度、南小では平成26年度、再度大規模工事、両校あわせて1億9,600万円と相当な金額となっております。

児童の安全のための耐震工事はもとより、改修により学びの環境がよくなることはよいのですが、先ほどの改造と耐震工事を単純に合計すると8億円を超えることから、町は懐状況を加味し、年度をずらし、計画的に工事を行い、借金であっても有利な整備事業債や施設整備費補助金を利用し、町自体の持ち出しを最小限に抑えていただいております。

老朽化が進み、現在策定中の第6次長期振興計画にも、南北小学校新校舎計画は現状計画にないわけでありますが、まだ大丈夫、使えるではなく、建設には時間と莫大な建設費が必要となるので、早めの計画策定を求めたいと思います。

後ほどこの件には再度触れますが、要旨の3つ目の質問で、両小学校にエアコンが設置され、児童も快適な環境で学業に集中できありがたいことだが、将来、新校舎建設となった場合は、計画時期にもよるが、再利用あるいは新しくするのか、現状の考えということでお伝えしてありますが、建設されるにしても、現状20年後となれば、エアコンが使えなくなるでしょうし、新校舎建設の際には新しいタイプのエアコンもあるのしょうから、使えないと私のほうで答えを出しました。ですからこの質問は結構です。

先ほども早めの計画策定を求めたところですが、次の質問で、まだ協議されていないと思われませんが、新校舎建設の時期、先ほど来言っている基金の計画やらあるんですけど、そんな関係から20年後かなという見込みでお話しさせていただいているんですが、その時期と工事費の見込み、計画時期が当分先となる場合、長寿命化のためのさらなる改修工事を実施していく計画かをお聞きします。

一部先ほど答弁にあったかもしれませんが、併せて、中学校建設時の基金総額と交付金額も参考までにお聞きいたします。

○議長（内堀喜代志君） 阿部教育次長。

（教育次長 阿部晃彦君 登壇）

○教育次長（阿部晃彦君） お答えいたします。

両小学校ともに令和8年度で開校50周年を迎えます。一般的に鉄筋コンクリート造の建築物の物理的耐用年数は100年以上、平均耐用年数は約70年とされています。建物の状態にもよるため、今、明確な時期をお答えすることはできませんが、耐用年数から考えても、小井土議員がおっしゃいますとおり、20年前後先になるのではないかと想像をいたします。

具体的な計画決定までの間は、児童の安心・安全の確保を最優先に、そして少しでも長く現校舎を利用できるよう、毎年度の点検に加え、必要な改修や補修工事を計画的に進めてまいります。

また、工事費の見込みにつきましては、現時点での積算は困難であると考えております。ちなみにですが、平成21年から23年度で実施しました中学校建設工事

費、29億6,000万円ほどでございました。その後の物価の上昇、資材や人件費の増加に伴う建設コスト等を考慮すると、非常に多額の費用がかかると予想され、財源の確保というところが課題となるかと思えます。

それから、中学校建設時の基金等でございますけれども、中学校建設工事着手の前年度、平成20年度末ですが、このときの中学校建設基金の積立額は10億6,300万円でした。本体建設、それから共同調理場建設、それから旧校舎の解体、グラウンド造成などを実施した平成21年度から23年度までの事業費29億6,800万円に対して、公立学校施設整備費国庫負担金、安全・安心な学校づくり交付金、公共投資臨時交付金、まちづくり交付金といった国の国費が12億2,180万円、それから、交付税算入のある有利な起債の借入れが11億8,790万円、基金及び一般財源が5億5,830万円となっております。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 小井土哲雄議員。

○11番（小井土哲雄君） 長寿命化で考えますと、確かに現状、これまでの耐震工事と毎年度の点検、必要な補修工事を行えば20年ほどもつのかもかもしれません。そういった時間的余裕があるとの考えから、まだ計画にはないといえ、町立小学校建設基金があることから、将来の設計はされていることも事実であります。

ただいま答弁にありましたが、鉄筋コンクリートの建物の耐用年数は100年以上かもしれませんが、平均耐用年数は約70年で考えますと、策定中の第6次長期振興計画に文字として記載されていなくても、第7次長期振興計画で間に合うとの考えかと思えます。

しかしながら、中学校建設工事費が29億6,000万円でしたので、先ほど述べた耐震改造の合計金額が全額町負担ではないにしろ、8億円を超えることからすると、規模が違うということではなく、20年後には仮に統合小学校になることも考えられるわけで、金額だけ見ると物価が高騰する可能性がありますから、8億円ですから、中学校建設費が29億6,000万円でしたので、37%ほどが耐震工事、改造工事にかけられたことになります。

また、今後も補修や改修を計画的に進めなくてはなりませんから、遅くなればなるほど主要な経費が増え、それなりの金額がかかることから、早めの協議準備が必要と強く感じます。

また、現状では小中学校、網戸がついていないと思われませんが、浅間南麓の涼しい風を取り入れて気分転換を図ることも必要と感じ、まだ先の計画ではありますが、当然そういった計画になると思っております。必要性を計画時に申し送りする考えはあるのか、現時点では明確な答えは難しいと思いますが、お聞きいたします。

○議長（内堀喜代志君） 阿部教育次長。

（教育次長 阿部晃彦君 登壇）

○教育次長（阿部晃彦君） お答えいたします。

まだ計画は大分先の話になってしまいます。当然、そのときに必要なものを、形は分からないですけれども、検討委員会等も立ち上げて協議していく、また設計段階でもそういったものを取り入れていくということは必要だと思いますし、また、今回ご提案いただいた網戸のことにつきましても、教育委員会としてはきちんと、そういった意見があったということは記録として残して、引き継いでいきたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 小井土哲雄議員。

○11番（小井土哲雄君） 現状でも、騒音防止のガラス戸であったり、二重サッシにより断熱効果を保ち、勉強に集中できる環境は、私たちの頃より恵まれていると思います。コロナ禍の中では空気の入替えで窓を開けていたと思いますが、冷暖房を使用しない時期は、爽やかな風を教室に入れられるよう、網戸越しではありますが、入れられるよう、ぜひ計画していただきたいと思います。

最後の質問で、新校舎建設に当たり、これまでの基金と今後の積立てについてです。

行政は計画が大事ですので、いろいろ申し上げましたが、既に先を見据えて小学校建設基金を設立されています。ただ、心配もあるのであれこれと申し上げたのですが、これまでの基金積立金額と今後、どの程度を基金として積み上げるのかお聞きいたします。

○議長（内堀喜代志君） 阿部教育次長。

（教育次長 阿部晃彦君 登壇）

○教育次長（阿部晃彦君） お答えいたします。

令和4年度に特定目的基金の見直しを行い、町立小学校建設基金を設置しました。

令和4年度から積立てを始め、令和4年度が1億7,393万円、令和5年度は1億9万円、令和6年度は利息のみでございましたが180万円積み立てておまして、令和6年度末時点で2億7,599万円となっております。

当初の積立目標は、令和24年度で15億円としております。建設時期につきましては未定ですけれども、多額の財源が必要となりますので、財源を確保するため、町の財政状況等に応じて、今後も引き続き計画的に積み立ててまいります。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 小井土哲雄議員。

○11番（小井土哲雄君） 令和4年度から小学校建設基金を開始して、令和6年度末で2億7,599万円ということですが、計画では、正確じゃないんですけど、4年度以降、毎年5,000万円積立てになっていたんじゃないかと思っているんですが、4年度から本年度で4年たちますから、単純計算では7年度末で2億円を積み立てることとなります。令和6年度末で2億7,599万円が既に積み立てられていることから見ますと、本年度の予算ベースで238万円と少ない見積りではありますが、既に7年度決算前で予定積立てを7,000万円以上積み立てていることとなります。

本年度も予算ベース、先ほど申し上げたとおり283万円となっておりますが、それぞれの事業差金が充てられ、7年度決算時には、さらに計画以上の基金積立てとなるのではないかと期待はしているところです。

令和24年で積立目標が15億円ですから、計算上あと17年に積立予定金額5,000万円を掛けますと8億5,000万円ですから、これまでの2億7,599万円を足して、単純計算では11億2,599万円になります。となると、どこかの年度で複数回5,000万円以上の積立てをしなくてはなりません。予定金額には届かないということ。

それで気になることがありまして、統合小学校であれば一つの基金でいいのですが、変わらず南北2校となると、物価高騰を考えますと15億円の基金で大丈夫なのかと心配なところであります。

10年後の第7次長期振興計画前には方針も分かってくるのですが、その頃、私はこの場に年齢的には多分いないと思います、10年後ですから。そういった心配な事項を担当職員引継ぎの際には、懸案事項である旨をお伝えいただき、ここに

おられる議員においても、この先10年以上この場におられる方もいるのでしょ
うから、問題意識を共有していただけたらと考えます。

そして、小学校建設基金に限らず、しっかりとした財政運営であることは承知し
ていますが、安心感のある財政運営を願います。

基金が予定どおりに積み立てられれば、建設に対しての安心感だけではなく、中
学校建設時には、建設、解体、グラウンド整備、全て込みで29億6,000万円
でしたが、当時の建設基金は10億6,300万円、先ほども答弁にありましたと
おり、国からの交付金が12億2,000万円、起債として11億8,000万円、
町として基金から5億5,000万円でした。ということは、10億6,300万円
の基金を設けていたけど、5億5,000万円の基金持ち出しというか、済んだと
いうことは、ある意味、町の財政としてもありがたいことでもあります。

その関係では、交付金も一つのメニューではなく、ほかから別のメニュー、交付
金を充て、健全財政に尽くされた当時の執行部、企画財政課、教育委員会に頭が下
がります。今の方たちも一生懸命やっていますよ。誤解のないように。

有利な起債、交付金を頂けることにより、町の財政圧迫を避けることができました
。今さらですが、ご苦労さまでした。

終わりに当たり、この質問に限らず、私たち議員は月1度の議会全員協議会であ
ったり、それぞれの場面で町側から説明を受け、承知していることもありますが、
町民の皆さんに分かりやすく見聞きしていただけるよう、担当者からすれば、既に
説明してあるのにとと思われるかもしれませんが、あえて聞いていることをご理解し
ていただきたいと思います。実際、忘れていたこともあって、聞くことによって思
い出すというありがたい部分もあるんですけど、正直なところ。

町民の皆さんも、それぞれ選ばれた議員に任せるのではなく、傍聴に来ていただ
き、問題点を共有できればと思います。

両小学校にエアコンが設置され、児童も快適な環境で学業に集中できありがたい
ことですし、8年度には両小学校体育館の冷房工事が計画されています。2月
25日の全員協議会でも町長が心配しておりましたが、先月の2月の連休には、夏
日、25度を観測した箇所が30を超えたと報道がありました。この夏も異常気温
となるのではないのでしょうかと言いつつ、あしたは大雪になるかもしれないん
ですけど、それは別として、この夏に向かい、早めの体育館冷房工事で児童の安全確保

を願ひまして、私の一般質問の全てを終わります。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、通告3番、小井土哲雄議員の通告の全てを終了します。

通告4番、内堀綾子議員の質問を許可します。

内堀綾子議員。

（2番 内堀綾子君 登壇）

○2番（内堀綾子君） 通告4番、議席番号2番、内堀綾子です。通告に基づき質問させていただきます。

近年、行政をはじめ、社会全体で急速にシステム化・デジタル化が進んでおります。人の能力を補い、人の限界を超える部分を機械やシステムに置き換えることにより、利便性や生産性が向上してきたことは疑いのない事実であります。

一方で、私は、効率や合理化を追求するあまり、本来人が担うべき役割や、人と人の関わりの中で生まれる価値観までも置き換えようとする傾向が強まっているのではないかと感じております。

人は年齢を重ねればできることが変わり、時に衰えることもあります。しかし、だからこそ、そこに他者が手を差し伸べ、互いに補い合いながら社会を支えていくことが、人間社会の本質ではないでしょうか。

かといって、デジタル化を否定するべきものでもありません。しかし、何を効率化し、何を人の手に残すかという視点がなければ、行政は無機質な仕組みだけの存在になりかねません。本日は、そんな観点から質問させていただきます。

1件目として、町の業務システムについてお伺いいたします。

一つ目は、電子決裁システムです。自治体の電子決裁システムは、紙の起案や申請書、押印による従来の決裁手続をパソコンやタブレット上、オンライン上で解決させる仕組みです。決裁の迅速化、ペーパーレス化、テレワーク対応、さらに文書管理の効率化を目的としており、デジタル庁主導の行政DX推進の一環として、多くの自治体で導入されておりますが、御代田町における電子決裁システム導入、更新、保守、年間の総事業費はお幾らになりますでしょうか。また、導入前後で削減できた人件費、時間、事務量、費用対効果を評価する具体的指標は何か、お伺いをいたします。

○議長（内堀喜代志君） 内堀総務課長。

（総務課長 内堀岳夫君 登壇）

○総務課長（内堀岳夫君） お答えします。

電子決裁システムにつきましては、昨年の11月から稼働を開始しました。従前から利用しています文書管理システムに連携する形で、文書の起案、收受、保存、廃棄までを電子的に一元管理し、業務の効率化と職員の負担軽減を図るため導入したものです。

まず、導入費用及び保守費用についてですが、電子決裁システムの導入費用は約1,400万円、保守費用につきましては、令和7年度は40万円、令和8年度は80万円を予定しております。

次に、導入後の使用状況については、11月から電子決裁を稼働し、4か月ほど使用しました。今までメールで受信し印刷していたものを電子的に收受した件数が1,639件、紙で起案していたものを電子決裁とした件数が3,533件となっております。

また、コピー機からの印刷につきましては、この4か月ほどで約1万2,000枚削減できております。コピー代としましては、約6万円分の削減となります。

続いて、導入前後で削減できた人件費、時間、事務量については、導入前に見込んでいた数値をお答えさせていただきます。

まず、人件費、時間の削減についてですが、決裁持ち回り時間の短縮につきましては、持ち回り時間を1件当たり10分と想定した場合、年間で約321万円のコストを削減できるものと見込んでおります。

また、時間換算としましては、決裁の持ち回りだけでも年間約1,236時間、この事務時間が削減される見込みです。

最後に、費用対効果を評価する具体的指標についてですが、現時点では明確な指標というのは設けておりませんが、本システムの導入により事務作業の効率化、それからペーパーレス化を図ってまいります。具体的には、電子決裁の活用により、従来の紙ベースの運用で発生していた時間的・経済的コストの削減を見込んでおり、さらなる決裁処理時間の短縮、印刷枚数の削減、職員の業務負担軽減の効果、これらを指標として継続的に効果を検証してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 内堀綾子議員。

○ 2 番（内堀綾子君） かなりコスト削減できたのかなと思います。導入で1,400万円かかっていますが、時間的人件費についても、結構かなり皆様321万円とかコピー代も少なくなっていたり、メールのやり取りでそのまま電子決裁できるということで、大分手間が省けているのかと思います。

それでは次に、導入後に判明した課題や想定外のコスト増などがありましたらお答えいただきたく思います。

○議長（内堀喜代志君） 内堀総務課長。

（総務課長 内堀岳夫君 登壇）

○総務課長（内堀岳夫君） お答えします。

電子決裁システム導入後に判明した課題ということですが、導入の検討や導入準備を進めていく中で、電子決裁に適さない業務が2点ありました。

まず、1点目は、電子決裁システムで対応できない公文書としまして、工事関係の施工伺、物品購入などの契約書を伴うものは対象外となります。

契約書に関しましては、押印を義務づけておりますので、電子決裁システムになじまないこと、また、電子決裁として取り扱うことにより、図面や添付書類が大量になり、事務処理がかえって煩雑になってしまうため対象外としました。

2点目は、財務会計システムに関する伝票などの帳票類につきましても、文書の取扱いが異なることや、電子決裁システムに財務会計システムを連携することがシステム構成上できないことと、あえて帳票類を取り込むことで、かえってこちらも業務が煩雑になってしまうため対象外としております。

想定外のコスト増ということですが、こちらについては発生はしておりません。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 内堀綾子議員。

○ 2 番（内堀綾子君） 工事施工の契約書や図面などというのは、多分とじてあったりして、それを電子にするにはスキャンしてとかっていうことかと思います。確かに、それらの書類はメールの1枚ものと違ってかなり手間がかかるものだと思います。

それ以外に、現在の文書の流れについて確認させていただきます。

起案書に関しては、電子決裁をし、経過を付して保存、文書管理システム登録、公開または保存年限の管理、この一連のものが電子で完結するかと思いますが、現在は紙と電子の二重管理になっているということかと思います。

起案文書に付随する紙資料がある場合は、電子データとのひもづけの管理はどのように行っているのでしょうか。また、システム化により電子保存が増える中で、文書取扱規程との整合性はどのように担保されておりますか。また、データの消失や改ざん防止対策はどのような状況になっておりますか、お願いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 内堀総務課長。

（総務課長 内堀岳夫君 登壇）

○総務課長（内堀岳夫君） お答えします。

文書取扱規程との整合性についてですが、電子決裁システムの導入にあわせ、電子決裁の取扱いが可能となるよう、御代田町文書取扱規程のほうを改正してあります。

次に、データ消失や改ざん防止対策についてですが、まずセキュリティー対策としまして、文書管理システムはL G W A N上で運用しているシステムであるため、インターネット側からのアクセスはできない仕様となっており、外部から侵入して操作することはできません。

データ消失の対策としましては、削除された文書情報の復元可能期間は削除後1か月となっておりますので、もし誤って削除したとしても復元は可能です。

また、改ざん防止対策としましては、電子決裁システムへのアクセスは所属課単位の制限しているため、他の部署のデータを閲覧したり改ざんすることはできません。

さらに、電子データの管理においては、データに対して何らかの修正や削除を行った場合、その内容が全てログに記録される仕組みになっています。特に決裁後に電子データなどが修正された場合には、その内容が起案者に自動的に通知される仕組みになっています。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 内堀綾子議員。

○2番（内堀綾子君） L G W A Nというのが、共同調達かと思うんですけど、整合性という点で、地方自治体で決裁に当たり一番基本となる起案については、業務上の事案、課題解決、施策の実施、物品購入などを具体的にどのように進めるかという案を作成し、上司の決裁を仰ぐための手続を開始するものですが、御代田町文書取扱規程、先ほどおっしゃってございました御代田町文書取扱規程では、起案についてと

いうところ、「第12条、起案文書の作成は、電子起案により行わなければならない。」とあります。その中で、電子起案において、2項として、「起案に添付する資料を電磁記録で添付することが困難な場合または適さない場合は、当該資料に対応する電子起案の内容を記載した書面を添えて資料を閲覧させることができる。」そして3として、「前2項の規定に関わらず、文書管理システムによる電子起案が合理的でないと認められるものは、起案用紙を用いて処理することができる。」とあります。

この起案に添付する資料を電磁記録で添付することが困難な場合というのと、または適さない場合、また電子起案が合理的でないと認められる場合というところなんですけど、起案書についてどのようなものがこれは想定されますか。

先ほど契約書とかは電子のほうがちょっとできないよっていうことだったんですけども、起案についてはどのようなものが該当するのかなと思ひまして、お伺いさせていただきます。

○議長（内堀喜代志君） 内堀総務課長。

（総務課長 内堀岳夫君 登壇）

○総務課長（内堀岳夫君） 電子決裁システムで、起案の文書は、まず電子システムで起案されます。それに添付される文書はどのようなものかということなんですけど、職員採用の申込みの書類ですとか、そういったものは文書をそのまま原本のままそれを回して、そこについている番号で決裁していくような、具体的に言うとそういったものは電子決裁システムの中じゃなくて、そのままの文書として起案と一緒に回しています。そういったところです。

○議長（内堀喜代志君） 内堀綾子議員。

○2番（内堀綾子君） それが電子で残っていなくても、発番については残していく、継続性のあるもので残っていくということによろしいですか。

○議長（内堀喜代志君） 内堀総務課長。

（総務課長 内堀岳夫君 登壇）

○総務課長（内堀岳夫君） そういう処理で、そういう理解でいいと思います。

○議長（内堀喜代志君） 内堀綾子議員。

○2番（内堀綾子君） 発番できちんと形が残って保管しているということで安心いたしました。

2月の25日に北海道から九州までの警察や県や地方自治体の100以上でホームページがアクセスできないということがございました。ホームページの管理システムの運用保持作業を委託されている会社のデータセンターで起きたクラウド基盤の不具合が原因と見られ、ホームページの障がいは同じ業者に委託している全国の自治体でも発生したとのことでした。

データやシステム管理は便利な反面、使えなくなると何もできなくなってしまうということがあらわになりましたが、今回、その復旧は結構早く進んで、今は見られる状態です。そこで、自治体は様々なデータを扱っておりますが、御代田町ではデータ管理において、バックアップ体制及び災害時のデータ復旧計画の状況はどのようなになっているかお伺いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 内堀総務課長。

（総務課長 内堀岳夫君 登壇）

○総務課長（内堀岳夫君） お答えします。

電子決裁システムのサーバー機器のデータ容量については、2.4TBとなっております。これはワードデータで約4万8,000万枚、PDFデータで約2,400万枚保存が可能な容量となっております。

次に、バックアップ体制ですが、サーバー機器の故障対策としてRAID6、こういった構成を採用しています。これは複数のハードディスクにデータを分散して記録する仕組みで、万が一、一部ハードディスクが故障してもシステムが止まることなくデータを守ることができるため、高い安全性を確保しています。

さらに、システム障がいなどによりデータが消失してしまった場合に備えて、サーバー上に過去のデータを自動的に保存する仕組みを取っており、必要に応じて元の状態に復元することが可能です。

これらに加え、災害やサーバー機器全体の故障に備えて、サーバー機器とは別の外部機関として、NASと呼ばれるネットワーク接続型のハードディスクにもデータをバックアップしています。これにより、深刻な故障が発生した場合でも、前日夜間の状態に戻すことが可能であります。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 内堀綾子議員。

○2番（内堀綾子君） データバックアップ管理と復旧についてもきちんとしたもので残

るということで安心いたしました。

実際に、災害時などはインターネットや通信網、電気系統が遮断された場合は、本当は町民の安全確保や避難、安否の確認が先になるかと思うので、データ復旧のほうで二の次になってしまうかもしれませんが、きちんとなっているということで安心いたしました。

そういった意味では、令和6年第3回定例会で私が災害についての質問をした際に、御代田町の職員数は、町内者91人、町外者68名とご答弁もあり、あれから2年ほどたちますが、現在どのようになっているか不明ですが、やっぱり人の力もかなり重要かと思えます。備えあれば憂いなしの言葉にもありますように、普段から万が一に備えて準備をしておけば、実際にトラブルや事態が起きたとしても慌てることがないと思うので、万一を想定した管理が必要かと思えます。

次に、2件目として、自治体オープンシステム、オープンソースなどを活用した公費削減対策について。オープンソースとは、無償で公開しているプログラムコードです。システムにどう動いてほしいのかを指示する言葉をつなげることでシステムは動きますが、その仕組みを誰でも自由に利用でき、内容を分析したり変更したり改善したりすることができるものがオープンソースソフトウェアです。

多くの自治体の業務には同じ形態の重なる業務があります。同じような業務、ほかの自治体でもやっていたらいいかと思えます。新たにシステムを組む経費をかけるのであれば、既にオープンソースを活用してシステム開発経費を削減できるという利点があります。

ただ課題もありまして、機能開発や脆弱性への対応には専門知識も必要など、恐らく地方自治体が単独で行うにはハードルが高いのも理解しております。御代田町でも恐らく使っていないとは思いますが、こういうようなオープンソースを活用して経費削減するということはお考えありますか。また、国が推進するガバメントクラウドとの関係への認識についてお伺いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 内堀総務課長。

（総務課長 内堀岳夫君 登壇）

○総務課長（内堀岳夫君） お答えします。

現状、他の自治体で公開しているソース等を直接利用することはしていませんが、町で導入している電子決裁、電子申請等のシステム、L o G oフォーム、こういっ

たものや町の公式LINEの拡張システム、GovTech Express、こちらに関しては、他自治体が作ったフォームをコピーすることができるため、業務効率化につながっています。また、専用アプリの開発の必要がなく運用できるという点では、経費削減につながっているものと考えています。

国が推進するガバメントクラウドに関しては、標準化対象業務については利用しますが、標準化対象外の業務については、ガバメントクラウドの利用料が別途かかること、専用回線も必要になることなどから、今後、移行する場合は慎重に検討していくこととなります。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 内堀綾子議員。

○2番（内堀綾子君） 政府が行っているガバメントクラウドは使った分だけかかってしまうということで、慎重な検討ということで安心しました。

要はどうつなげるかっていうことだと思うんですけど、国のガバメントクラウドを主として、地方自治体が公費支出を抑えてシステム統合を図っていくには、本当に大変なことだと思います。

ガバメントクラウドの運用とは、デジタル庁が主導し、政府機関や地方自治体が共通で利用するデータなどを入れておくところですが、各自治体さんも入ってくださいねということで推進されております。町民の皆様に分かりやすく伝えると、ガバメントクラウドは、データなどを入れる家みたいなもので、自治体が、昔行っていたのは、土地を買って家を建てて、自分で全部保守とかも全部やってたんですけど、今度は国のほうでマンションみたいなのを建てて、そこにデータを入れてくださいみたいな、お家に例えるとそんなようなシステムかと思います。イメージできるかと思います。

形で管理も決まっている、管理会社も決まって、管理も決まっていて、実際は正直言って自由度っていうのがあまりないかとは思いますが。ただ、メリットとしては、各自治体が行うよりも経費削減になったり、セキュリティーがある一定水準で全国で仕組みがそろえるという点でもあるかと思います。

ただ、一つのところがやってしまうと、やっぱりベンダーロックインということが最近言われておりますが、ベンダーロックインとは、特定のITの製品の売手にサービスや技術を深く依存してしまっていて、高い移行のコストや手間が原因とな

ってしまいます。他社への乗り換えが困難になるという状態です。

そこで、次の質問として、ベンダーロックインのリスクについて、町の認識をお伺いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 内堀総務課長。

（総務課長 内堀岳夫君 登壇）

○総務課長（内堀岳夫君） お答えします。

ベンダーロックインに関しては、一つのベンダーに依存したシステム構成になると、他社への移行が困難になったり競争力が働かなくなるなどのリスクがあるという事は認識しております。国の標準化・平準化施策も、こうしたベンダーロックインの解消が目的でもあります。

しかし、様々なベンダーのシステムを利用することで、システム同士の連携に費用がかかったり、ネットワーク構成を変更する際にも、全てのベンダーで改修が必要になったりと、今回の標準化では、マルチベンダーの自治体に費用負担が多くなった例もありますので、良し悪しがある状況です。

当町では、競争力が働きづらい部分については、アドバイザリー契約をしている特定非営利活動法人長野県ITコーディネーター協議会に見積り精査を依頼するなどし、費用が過大にならないように対策をしております。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 内堀綾子議員。

○2番（内堀綾子君） システムは、本当に言われるままにやっていってしまうと、どんどん100万単位でどんどん上がっていってしまいますし、職員の中にそういう詳しい方がいらっしゃらないと、どうしても、これ駄目だよって言われると、言われるままやっちゃったりするときもあるので、ちょっと心配でした。

実際には私もそうなのですが、自分の使っているスマホを変えるときには、アプリを入れ替えたりとか、とても大変、手間がかかるんですね。だからおっしゃることはすごく分かるんですが、自治体のシステム移行ってなると、幾らやっぱりベンダーロックインの防止といっても、業者さんのほう、選択、使いやすいところとかあるのかなというお気持ちは分かります。

このあたりが難しい課題でもありますが、慣れているソフトのほうが使いやすく、特に、公のところでは業務の効率化も保たれるのかと思いますので、今後もこの件、

多くの課題を残しながら、次の質問に入らせていただきます。

3 件目として、国が示す自治体システム標準化 20 項目対応における町の現状と、住民サービス及び職員、職務の課題についてお伺いいたします。

御代田町では、国が示す 20 項目の自治体システム標準化対応に伴うシステムの活用状況、どのようになっていますか。

○議長（内堀喜代志君） 内堀総務課長。

（総務課長 内堀岳夫君 登壇）

○総務課長（内堀岳夫君） お答えします。

国が示す標準化対応 20 項目には、住民基本台帳、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、就学、国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、障がい者福祉、生活保護、健康管理、児童手当、児童扶養手当、子ども・子育て支援、戸籍、戸籍の附票、印鑑登録があります。

このうち、就学、生活保護、児童扶養手当は、標準化以前から当町では利用していないため、実装していません。

また、戸籍附票に関しては、標準化対応が完了しておらず、こちらは令和 8 年度に完了予定です。

そのほかの 16 システムについては、標準化移行は令和 7 年、去年です。8 月に完了しており、各係で活用している状況でございます。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 内堀綾子議員。

○2 番（内堀綾子君） 中には遅れている自治体さんもあるようで、国のほうでも少し期間延長したようなことが書いてありました。御代田町のほう、移行がスムーズに進んでいるということで問題ないとは思いますが。

また、それに伴いまして、導入に当たり、20 項目システム標準化するのですから、公費支出と国庫補助終了後の維持の見込みってというのはどのようにお考えですか。

○議長（内堀喜代志君） 内堀総務課長。

（総務課長 内堀岳夫君 登壇）

○総務課長（内堀岳夫君） お答えします。

標準化に関する移行経費については、17 システムで合計 8,157 万

9,000円となっており、デジタル基板改革支援補助金で全額補助を受けることになっています。

そのほか、ガバメントクラウドとして、AWS、Amazon Web Services、こちらを利用しており、その利用料が毎月発生します。従量課金制なので変動しますが、平均1か月120万円程度で見込んでいます。この費用については、普通交付税措置となることが国から示されているところです。

国でも、ランニング費用に関しては補助金や分析支援などをしていく方針とのことですので、こうしたものを活用しながら、維持費を軽減できるように進めてまいります。

○議長（内堀喜代志君） 内堀綾子議員。

○2番（内堀綾子君） 国のほうでも昨年12月の補正でしたっけ、補助を出すということと言われておりました。

先ほどの質問の中で、20項目を自治体システム標準化に活用は問題ないとのことでしたが、それに伴いまして業務量が減ったということは、令和8年度の職員数などはこのまま現状維持、減少、増加など、どのような感じでしょうか。将来の職員数の推定、想定はどのようになっておりますか。

○議長（内堀喜代志君） 内堀総務課長。

（総務課長 内堀岳夫君 登壇）

○総務課長（内堀岳夫君） お答えします。

今回のシステム標準化は、ベンダーロックインの解消と法改正などによるシステム改修費用の軽減などが大きな目的であり、業務効率化に資する対応ではないため、標準化によって職員数を増減できるようなものではないというふうを考えております。

標準化によりシステムが大きく変わる中で、窓口を抱える職員には業務的に大きな負担があったものの、職員数を増やすことなく、職員の努力により対応してまいりました。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 内堀綾子議員。

○2番（内堀綾子君） システムを導入しても、システム改修、維持費用などがかかってくるものですし、国の施策が変わるたびに、地方自治体の職員は通常業務がありな

がら、変更についていかになくちゃいけないから、今まで取得したことをまた学び直す現実もあったり、このデジタルトランスフォーメーションの推進とは言いながらも、現実の現場ではメリットとデメリットが交錯しながらかと思えます。

そんな中で、次の質問として、導入予定の書かない窓口についてです。

書かないだけでは職員説明の手間をかけるため、書かない先の連携で職員業務軽減を考慮しないと、また窓口の皆さんが大変になってしまいます。

そんな中で実際に、2月に総務福祉文教常任委員会で、書かない窓口導入自治体に視察に行きましたが、二つの自治体ともに公費支出は1,000万円もかかっておらなかったようです。現行で使っているシステムのオプション機能を活用したりと、結構公費を抑えた導入となっていました。要は、今後のデジタル庁の様子を見て、公費を抑えている面もあり、現状では得策だと思いました。

御代田町では、5,000万円ほどをかけて導入予定の書かない窓口ですが、視察自治体では御代田町と同じシステムのオプションを活用していたため、御代田町は現在使用しているシステムのオプション機能の検証などを行ったのでしょうか。

○議長（内堀喜代志君） 内堀総務課長。

（総務課長 内堀岳夫君 登壇）

○総務課長（内堀岳夫君） お答えいたします。

書かない窓口システムについては、国の標準仕様に基づいて作成され、ガバメントクラウド上に構築されるものを窓口DXaaSと呼び、令和8年度までに9ベンダーが、こちら採択されております。

この窓口DXaaSから選定すると、システムの構成費用、ガバメントクラウド利用料、窓口周辺機器、当町の基幹系システムとの連携改修費用などが発生するため、初期費用は高くなる傾向があります。

また、当町で利用している基幹系システムベンダーも書かない窓口システムを開発しているため、同ベンダーも含め検討はしております。

最終的には、住民と職員双方にとって使い勝手のよいシステムを選択することに重点を置き、検討のほうを進めてまいります。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 内堀綾子議員。

○2番（内堀綾子君） 既に当初予算でも示されていましたが、5,000万円ほどの公

費を使ってのシステムになるので、またこれは所管事務のほうでありますので、そちらのほうでも確認と検証していく必要を感じます。

また、職員軽減の住民サービスを考えて、コンビニ交付同様の窓口システムと端末を役場に設置するほうが、近隣のコンビニのコピー機が混んでいたり、役場窓口が混んでいても、書かない上に書類まで出力されるため、より職員と町民双方にとって利便性が高いと思います。これ、当初、通告の中では導入の予定はありますかというお考えをお伺いしようかと思いましたが、昔、銀行が窓口のみで現金の出し入れをしていた時代がありました。現在はキャッシュディスペンサーが主流のように、そのうち御代田町の役場の中にも書類発行端末が並ぶ時代が来るように思いますので、今の質問からは省かせていただきます。

次の質問として、どの自治体も、あふれるように公費があれば、住民生活のサービス向上や自治体の様々なメンテナンス補修にも公費を使いますが、やはり財源には限りがあります。そんな意味で、次の質問として、将来世代の負担軽減、公費節約、住民サービス向上を両立させるため、令和8年4月よりスタートする第6次御代田町長期振興計画で盛り込んだ具体策はどのようなものがございますか。

○議長（内堀喜代志君） 小林企画財政課長。

（企画財政課長 小林 靖君 登壇）

○企画財政課長（小林 靖君） お答えいたします。

長期振興計画は、町の最上位計画として、将来あるべき姿を明らかにし、その実現に向けた施策の方向性を示す総合的な指針であり、町民、地域、行政が目指す方向を共有し、協働による持続可能なまちづくりを推進するための土台となるものです。

また、本計画は、町を取り巻く社会情勢の変化や地域課題を踏まえた上で、分野ごとの取り組みや、全庁横断的に進めるべき重点施策を示す基本計画を通じて、地域の将来に向けた行動指針を提示したものとなります。

システム標準化の住民基本台帳関連業務、税関連業務、福祉等、行政に関する基幹システムの統一、標準化など、一つ一つの事業について具体的に記載があるものではありませんが、自治体システムに関する施策として、行政の効率化とDXの推進を掲げています。

本施策の5年後に目指す姿として、行政手続のオンライン化と内部事務の効率化

を進めることで、町民の利便性の向上、職員の業務負担軽減の実現と、デジタル技術を活用し、誰もが使いやすい質の高い行政サービスを提供できる体制の構築を掲げております。

また、将来世代の負担軽減、公費節約については、健全財政の維持を施策の一つに掲げております。本施策の5年後に目指す姿として、将来世代に過度な負担を残さないよう、財政の健全性を確保しつつ、必要な施策を着実に実行できる財政運営体制の構築を掲げております。

システム標準化も含め、町としては、引き続き持続可能な財政基盤を築き、町民にとって安定した行政サービスの提供を続けていけるよう努めてまいります。

なお、令和8年度当初予算に計上しました税、戸籍住民基本台帳、児童福祉、保健福祉等の分野における標準化対応、窓口手続の簡素化及び職員負担の軽減に係るシステム等の導入費用、利用料等については、新規事業で1億917万円を計上しております。この数字につきましては、議会で上程しました添付資料の資料番号5に掲げております当初予算主要事業の中から新規事業を抽出したものでございます。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 内堀綾子議員。

○2番（内堀綾子君） 第6次長期振興計画スタートに当たり、その計画では将来の財政状況はもちろん確認しての計画だったかと思います。本当に大変な作業だったと思います。

私は令和7年6月議会で御代田町第2回定例会でも、町の財政と職務について質問させていただきましたが、やっぱり先ほどの長期振興計画においても、システム化って「があっと」全部一遍にできてしまえば楽なんですけど、そうもいなくて、内部の事務処理を確認して確認してっていう作業を積み重ねてシステムに移行するんですが、本当にその中で、令和7年に私のほうに5ゲン主義の考えを私に教えてくださった方に本当にいつも感謝しながら、今回も5ゲン主義として、現場、現物、現実、原理、原則という5つの視点が公費を大切に使う上で必要だとさらに感じます。

国が進めるガバメントクラウドへの移行は、自治体標準化、さらには最近では重複業務の国、県集約の議論なども進んでおりまして、自治体を取り巻く環境が大き

く変化している中で、模索しながら進む自治体や職員の皆様かと思ひながら、施策を一度立ち止まって精査することも大切かと思ひます。

ここからの発信は、町長にお伺ひいたしますので、いつも意味が不明と言われてしまうので、ちょっと聞いていただければと思ひます。

国が単年度ごとに、あるいは数年単位で変化する交付金事業や物価高対策など、変化著しい施策が繰り返され、現場は常に対応に追われ、落ち着かない状況も続いていると感じております。本来、自治体業務は決まって行うことも多くあり、継続性を持ってできればいいのですが、実際の職務の中で国策と、本当にシステム化などと本当に慌ただしい日々を送っているかと思ひます。この国策による自治体事務の積み増しについて、町長、いかがお感じになりますか。

○議長（内堀喜代志君） 内堀綾子議員に申し上げます。

ただいまの発言は通告の範囲を超えていますので、注意します。発言内容をお戻しく下さい。

内堀綾子議員。

○2番（内堀綾子君） これ、自治体事務とシステムのことなので通告内でございますが。

○議長（内堀喜代志君） 通告外と判断します。

○2番（内堀綾子君） では、質問を変えさせていただきます。

国が進めるガバメントクラウドへの移行や自治体標準化について、町長、何か思うことはございますか。

○議長（内堀喜代志君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） 予定になかったものですから、ノー原稿でお答えさせていただきますけれども、先ほど来のご質問の中で、ベンダーロックインの話がありまして、私は私なりにこのベンダーロックインという状況については不本意なところがあるというか、やはりもう少し競争性、ベンダーさん同士の競争性がある状態でやっていったほうが全体のコストも下がっていくと思ひますし、それをデジタル庁の発足時に目指していたはずなんです、なかなか中途半端な状況に終わってしまっているなというところがあります。そういったところを、国のほうにもある程度覚悟を決めてやっていただかなきゃいけない面もあるのかなと思ひます。

一方で、国がつくってくる仕様に関していうと、ちょっと一部、例えばですけど、

印字の字が小さ過ぎるとかそういうようなこともありますので、やっぱり全体最大公約数的に何かをつくると、どうしてもやっぱりそこで現場の実情と少し離れてしまうものもあるのかなという気もいたします。そこら辺がなかなか難しいなど。

つまり全国標準でシステムを組んでいくということのよさはすごくあるんですが、ただ一方で、なかなか現場で受け取ってみると、あれ、ちょっとこれはもうちょっとこうしたほうが本当はいいんだけどなということもあるので、そこら辺のバランスをうまく感じながら進めていく必要があるんじゃないかというところが、今、聞かれたところへ対する答えでございます。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 内堀綾子議員。

○2番（内堀綾子君） ベンダーロックイン、確かにそうなんですよね。買ったときさげちゃうというか、競争原理があまり働かなくなってしまうと、いいものなんだけど、無料でオープンにしてとか、使ってみてみたい感じになっちゃうのが私もそこは懸念があります。

また、自治体のシステムの標準化で難しいところは、やっぱり紙媒体で同じ大きさに印字したときに、国民健康保険とか本当に米粒ぐらいの字になってしまって、私も老眼なのでちょっと、口座引落にしてないので、幾らだかちょっと見えないときがあるので、そういうところではやっぱり標準化の難しさを同じく感じます。

首長や職員さんが替わったとしても揺るがない制度設計が必要であり、根本的な法的な位置づけが伴う施策でなければ、将来に続く安定した行政運営は困難であります。さらに、地方創生や移住推進などの施策が進められる中で、人口流動策が本当に地域の持続性に資するのか、その先にあるのは、独居の増加とか空き家の増加、子育て世代の孤立といった課題かと思えます。そこに十分な視点が置かれているのか疑問に感じながら、結果として、自治体の国策対策事務が増え続けてしまい、自治体本来の役割である住民の生涯の安住を支える仕事というところが、相対的に後退していないか感じます。

町長にお伺いしようかと思いましたが、あと残り10分になりましたので、進めてまいります。

そのような状況の中で、システム化とは何のために進めるのか、行政は単に事務を処理する場ではなく、住民が生涯を安心して暮らせる土台を支える存在であると

考えます。

町のシステム化はどこを目指しているのかと感じるときもございしますが、国によるというところも大きく、冒頭でお伝えしたように、時代の変化の中で何を効率化し、何を人の手に残すか、今後の課題かと思えます。便利さは人が人として生きていく機能にある意味失わせてしまうこともあります。中学校1年生の国語で、不便の価値を見直すという授業もあります。

政府の決定内容により事務量が増加し、完全なるDXに移り切っていない中で、人との関わりも大切にしながら業務を行う職員の大切さ、大変さを理解しながら、今回は質問させていただきました。町のために生かしていく、今後、見させていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、通告4番、内堀綾子議員の通告の全てを終了します。

この際、暫時休憩します。再開はブザーにてお知らせします。

（午後 3時04分）

（休 憩）

（午後 3時17分）

○議長（内堀喜代志君） 休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行します。

会議規則第9条第2項の規定により、本日の会議時間は、議事の都合であらかじめこれを延長します。

通告5番、山本今朝和議員の質問を許可します。

山本今朝和議員。

（8番 山本今朝和君 登壇）

○8番（山本今朝和君） 通告5番、議席番号8番、山本今朝和です。

衆議院選挙が史上最短の公示期間で各地大雪の降る中、戦後初めての自由民主党の315議席、与党合計で354議席という圧勝で幕を閉じました。一日も早く経済の安定と安心して暮らせる政策に期待したいと思います。

それでは、一般質問に入ります。

農業振興について、4項目の質問をいたします。

1項目めは、御代田町に土地改良区の設立の考えについてお聞きいたします。

現在、町には、佐久浅間農業協同組合が2支部、多面的機能組織が7組織、畑か

ん組合組織は10組織に分かれています。農業従事者は、必要な組織に所属し、組織ごとに農業施策、畑かん水や農道、あるいは用水の草刈り等を行っています。

御存じのことと思いますが、土地改良区とは、農業地域の水利と地域の耕作条件を整えるために、地域の人たちがつくる公共性の高い組織です。役割は、第1に水路や排水路の整備と管理、第2に農地の耕作条件を保つ環境づくり、第3に国や自治体の補助金を活用して資金を運用し、長期的な計画を実行することです。

農水省のまとめでは、令和4年時点で、全国の土地改良区は4,126あり、面積は245万ha、組合数は339万人だそうです。国の農業予算や県の補助金などの受皿として、機能がスムーズにできるようになると思います。また、国の補助金では、土地改良区など大きな組織が申請の対象になっていることが条件にもあるようです。

町には一体化された農業者の組織はなく、今後、町全体での農業振興を進めていく上で、今の組織の状況では、衰退に歯止めをかけられない状況にあるかと思います。小沼地区、伍賀地区、御代田地区で組織されている多面的機能組織などを中心に協力をいただき、町全体をまとめ、近い将来に一本化した土地改良区の設立をするため、町の全面協力をしていただきたいと思います。

町のお考えをお聞きします。

○議長（内堀喜代志君） 浅川産業経済課長。

（産業経済課長 浅川英樹君 登壇）

○産業経済課長（浅川英樹君） お答えします。

議員ご提案の土地改良区は、土地改良法に基づき、大規模なダムや幹線水路の維持管理、あるいは広大な農地の区画整理といった大規模な農業基盤の整備を主目的として設立される公的な特殊法人でございます。

一方で、現在、当町で活動されている多面的機能発揮組織や畑かん組合は、自分たちの農地や水路は自分たちで守るといった共助の精神に基づいて活動をしていただいているものでございます。

議員ご指摘のとおり、様々な組織がありますので、農業従事者の皆さんが複数の組織に重複している場合もございますが、これは、各団体の立地や状況、設立の経緯によるものであります。

現在、町として大規模な施設管理を主目的とする土地改良区を設立することは考

えておりません。ですが、農業従事者が減少していく中で、出荷施設の集約などがいずれ必要となってまいります。そうした場合には、佐久浅間農業協同組合や町などで将来にわたって高品質な高原野菜の産地として、持続できるよう議論を進める必要があるというふうに感じているところでございます。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 山本今朝和議員。

○8番（山本今朝和君） ただいまの回答の中で、町も農業振興に力をいただいていることが確認できました。

町独自でできる範囲は限られていますが、それを乗り越える取り組みができない限り、目標達成は見えてきません。農業従事者が一つにまとまり農業振興を進めていくことが必要だという点では、考え方が一致していることが確認できました。

佐久浅間農協や多面的機能組織を中心に、小沼地区、伍賀地区、御代田地区の農業者が一体となって農業振興を進めることができる体制づくりに、さらなるご協力をお願いいたします。

次に、2項目めの、物価高騰による支援対策の考えについてお聞きします。

円安や物価の高騰により、農業資材をはじめとする農業経費が膨らんでいます。このような中で、いろいろな形で農業支援が手厚くされていることは、多くの農業者から感謝の声を聞きます。また、今年度もいろいろな形で町でできる支援を検討いただいています。

令和7年、野菜は春先より廃棄事業になるほど低迷し、9月には価格が上がったが、10月後半から11月には販売価格が下がり、米を除く農産物の販売価格が低迷しています。

以前、町長より農産物の価格はコストが反映されないと言われてましたが、全くそのとおりで、生産者が価格を決定できない状況にあります。特に、葉物野菜はばくちと同じだと言っている人もいるほどです。

高値のときに出荷できなければ、どうしても安値で出荷することになってしまい、出荷調整で廃棄処分になることもあります。このままでは、農業者の生産意欲が下がるばかりです。今後も持続可能な経営が続けられるよう、物価高騰支援についてご検討していただきたく、町の考えをお聞きします。

○議長（内堀喜代志君） 浅川産業経済課長。

(産業経済課長 浅川英樹君 登壇)

○産業経済課長(浅川英樹君) お答えをいたします。

町では、農業者の肥料や農薬等資材費の物価高騰などの影響に対する支援策として、国の令和6年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、令和7年度に繰越事業として、農業者向け原油価格物価高騰対応支援事業を実施いたしました。最終的な申請状況は、農業者や法人などでは158件の申請があり3,840万円、かん水組合では10件の申請があり220万円、合計4,060万円を交付したところでございます。

農業の現状につきましては、先ほど議員のご質問にもありましたとおり、米の販売価格は上がりましたが、当町の主要品目でありますレタスやキャベツなどの葉物野菜は価格低迷が続き、一時は出荷調整まで行われていました。そんな状況でも、栽培に必要な肥料や農薬などの農業資材費の価格は高騰し、また、夏場の猛暑は昼間の作業において熱中症のリスクを高めるなど、農作業を取り巻く環境は悪化しております。

以上のことから、町では農業者の熱中症リスクを低減し、農作業環境を改善するため、農業者猛暑対策支援事業補助金を実施することとし、関係する予算を令和8年度当初予算に計上をしているところでございます。

具体的には、農業者が購入する冷却機能付作業服などの購入に対して、上限はございますが、2分の1を補助するというものでございます。また、レタスなどの生産に必要なポリマルチは、収穫した後の回収作業と処分費が農業者の負担となっており、環境に与える負荷も大きく問題となっております。

そこで、農業者の作業や処分費用の負担を軽減し、環境に優しい持続的な農業生産への転換を目的として、国の補助金を活用した生分解性マルチの実証実験を計画しております。生分解性マルチの導入は、新鮮な高原野菜を届けるといった従来の考えに、自然環境を守りながらといった新たな視点を加えることで、御代田町産の高原野菜の魅力をさらに高めることにつながるというふうに考えており、こちらも当初予算に計上をしているところでございます。

物価高騰に対する抜本的な支援事業の実施につきましては、町単独での財政規模では難しいため、国の制度による部分が大きいと思いますが、今後も町としましては、価格低迷と資材費等の高騰に苦しんでいる農業者のために、身近な困りごとを

解消する施策を検討、実施してまいります。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 山本今朝和議員。

○8番（山本今朝和君） ただいま回答の中にもありましたが、生分解性マルチについては、私どもも使ったことがあるわけですが、以前はなかなか分解してくれなくて、3年ぐらい土壌に眠ったままになってまして、それが繰り返し使われると大変なことになってくるというのが分かっているんですが、最近のマルチは使っていないので分からないのですけれども、ただ、生分解性マルチの単価なんですけれども、実際に今使っている黒マルチは400mの長さで9,800円、白黒マルチは1万2,000円です。これは約レタスで1,320個植付けができるんですが、同じ規模のマルチを買った場合に、黒マルチでは2万9,715円、白黒マルチでは3万9,975円ということで、1個当たりに直しますと、黒マルチでは約3倍、7.5円が22.5円、それから白黒マルチでは9.1円が30.3円ということで、単価的に約3倍に資材賃が高騰してしまいます。

このときに補助金なんですけれども、これに見合った補助金を頂かないと、なかなか導入は難しいかと思えます。そんなことを考慮した上で、補助金の金額を決定していただければというふうに思えます。

次の質問に移ります。

3項目めは、担い手確保・労働力不足の支援策の考えについてお聞きします。

農業人口の減少は全国的に進んでいます。十分な食料を供給するためには、農業人口の増加が必要です。各地で最優先課題として、いろんな取組を実施しております。しかし、実施はしているんですけれども、状況は年々厳しくなっていて、5年、10年を待たずして衰退してしまうような現象になっています。農業振興に対する制度の見直しは必要ではないでしょうか。

2番目に、物価高騰の支援策として大きく関連していると思いますが、コストを販売価格に転嫁することが大変難しい仕組みのため、個人農家で販売価格を決められない、職場やインターネットでは価格を決められるんですが、生産したものが旬のうちに完売できないというような状況になってしまい、なかなか今のシステムから離れることができません。

そんな中で、労働力不足を補うため、省力化を進めることが必要ですが、持続性

が見通せない状況であったり、設備投資ができない、また、手取りが少なく生活優先となり投資ができないといった状況、あるいは後継者がいない、さらには労働力の不足、生産拡大ができないなど、環境も悪化しています。

佐久浅間農協小沼野菜部会、馬瀬口支部の現状は、現在40歳から90歳までの人が働いていますけれども50名います。うち、後継者がいる組合数は12名です。60歳以下は7名です。10年ほど前は全部で120名ほどいましたんで、このような状況は考えられない状況でした。

しかし、現状を乗り切らなければ、農業生産は持続できず、ブランド野菜生産はできなくなります。労働力確保として、例えば退職してから農業を始める中高年は、新規就農者の6割を占めているそうです。この人たちが農業に従事しやすくする政策を取っていただければ、担い手、労働力不足の支援策につながるのではないかと、いうふうに思います。

労働力不足の支援策についてお聞きをいたします。

○議長（内堀喜代志君） 浅川産業経済課長。

（産業経済課長 浅川英樹君 登壇）

○産業経済課長（浅川英樹君） お答えをいたします。

令和7年度に行われました農林業センサスでは、農業の農林業経営体数は83万9,000経営体となり、前回2020年比でマイナス25万3,000経営体、率でマイナス23.2%と大幅に減少しております。

このような状況の中、議員ご質問のとおり、農業の担い手等の確保は大きな課題ではありますが、昨年9月の議会定例会の一般質問でもお答えしたとおり、町単独で支援策を実施することは難しいところがあるため、国の制度を活用し支援をしていきたいというふうに考えています。

国では、新規就農者が研修等の就農準備期間や経営を開始して間もない期間の所得保証のため、就農準備資金と経営開始資金を年間150万円を上限に交付していましたが、令和7年度補正予算対応から165万円に交付金を増額しております。また、新規就農者が早期に経営に取り組めるために必要な農業用機械施設等の導入に対する補助について、今までは年齢制限が49歳以下でしたが、令和8年度の新規就農者チャレンジ事業という新規事業では、年齢制限が65歳以下となっており、お勤めの方が退職後に就農する場合にも活用できるようになりました。

このような制度につきましては、申請時に購入機械の規模が適正であるかなどの事務手続が必要となり、新規就農者の方にとっては大きな負担となるため、町職員がサポートしてまいります。また、広報等を活用し、情報提供、周知徹底に努めてまいります。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 山本今朝和議員。

○8番（山本今朝和君） 町長にも、この件についてお聞きをしたいわけですが、よろしく願いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） お答えいたします。

その前に、今ご質問の中で、いろいろここ数年間やってきた町の農業者支援等に対する取り組みについて、ご評価のお言葉をいただいたことを率直にうれしく思います。本当にありがとうございます。

お答えいたします。御代田町の農業は、県内有数の高原野菜の産地としての地位を築き、市場で高い評価を得るなど、町の重要な基幹産業として発展してまいったところであります。その過程には、先人の皆様の大きな努力があった、また繊細なお取り組みも数多くあったなということが思われるわけであります。

農業を取り巻く環境は、生産に不可欠な肥料や農薬、燃料などの資材費の高騰により、生産コストが上昇している一方で、前にも議会でお答えしたとおり、農産物の販売価格は、そのコストを反映したものとはなっていないということでありまして、大変厳しい状況であると認識しております。

現状では、農業者の皆さん、また潜在的にこれから農業をやりたいという方も、今の経営をどうするかで精いっぱい状況を見ると、就農を諦めてしまう方が少なからずいるのではないかと感じるところであります。

また、若干の知見ですが、新規就農者に向けての補助金がありますけど、あれもある程度収入が上がってくると削減されるみたいなルールもちょっとあったりして、農業で稼げるように新規就農してもらえらるような仕組みを整えているのに、稼いだら削るってちょっと私は意味がよく分からないなと実は思っていて、国ももうちょっと現場の声を聞いた施策をやってもらいたいなと。結構、農水省の施策が、現場

から遊離することが度々あるなという印象を持っておりまして、そういったことから、私としても、農水省に、現場はこうなってますよって声をちゃんと届けていく必要もあるだろうなと認識もしているところであります。

町としましては、こうした農業を支えるために、今ほどの産業経済課長の答弁にもありましたが、いろんな支援策を検討しているところでありまして、農業者猛暑対策推進事業補助金と生分解性マルチの実証試験について、新年度、令和8年度予算に計上したところであります。

生分解性マルチの導入については、おいしさだけではなく、町の自然環境を守りながら育てる高原野菜といったマーケット上の付加価値がつくであろうと。例えば、伍賀のレタスは非常に市場で評価されているわけでありましてけれども、これからさらに評価していただくという状況が続けていくためには、いわゆるブランディングがこれからもっと必要になってくるだろうというふうに見ています。

そういった中で、町内で生産される農産物のブランディングに資することについては、町としてもサポートできる部分が多々あるのではないかとということで、まず今回の取り組みについて発案していたということでありまして。これは決してこれだけで終わるわけではなく、農業者の皆さんへのサポートをしていく。

こういうサポートを、近隣にもないサポートをしっかりとやっている町だというご評価のもと、農業に携わる意欲というのを少なくとも維持、できれば増進できるように考えてまいりたいということでありまして、やはり農業における高齢化や人手不足といった課題を解決すること、環境に配慮した技術を組み合わせていることを最大限にPRするという事かなと思っております。今後も様々な支援策について検討を進めてまいります。

ただ、なかなか今申し上げましたけど、やっぱり国の予算規模、国の持っているお金と自治体が持っているお金の規模には大きな差がございますので、町としては結構精いっぱいやっているつもりではあるし、近隣にもないことをやっているという自負はあるんですが、ただ、皆さんの経営を根本的に支えるには至らないということかなと思っております。

担い手の確保等については、町独自の様々な支援等を検討していますが、全国的な課題でもあることは今申し上げたとおり、また、国では所得保障の額を年額165万円に増やすなど、市町村単独では実施が困難な規模での支援策が講じられ

てきているところであります。やはり町独自の取り組みに加え、もっと根本的には国や県の政策支援制度を有効に活用していく必要性を強く感じているところであります。

こうしたことから農業の厳しい状況にしっかり対応し、将来にわたって高品質な高原野菜の産地として持続できるよう、引き続き、またこれ以上に町の農業政策を展開するとともに、国や県の支援に対して、これまでなかなか本格的にできませんでしたが、具体的な要望もこれからしていきたいなというところで、できればそういった場面で一緒にいただくと、なお心強いかなと思いますし、そういったことで、今努力していますが、これ以上に、御代田町の農業がしっかりと維持され発展していけるように力を尽くしてまいりたいというところで、現在のところのご理解いただければなと思うところでございます。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 山本今朝和議員。

○8番（山本今朝和君） ただいま町長から、ぜひ国の政策に行くときには一緒にということでもありますけれども、当然のことながら、絶大な協力をしたいと思いますので、ぜひお声がけをいただきたいと思います。

続きまして、4項目めは、賃借農地の固定資産税の免除の考え方についてお聞きします。

農地の賃借については、手段は様々な方法で農地の借用をしています。最近、農業振興の一環として、農地中間管理機構を通して賃借契約を結び、賃借を成立させているのが増えてきました。農地中間管理機構を通して契約しておくことにより、両者間で話し合いが必要になり、問題も少なくなるように思います。

農地中間管理機構を利用して契約を推進、図るためにも、農地中間管理機構を通して契約をしている地権者の固定資産税を免除していただきたいと思います。地権者から積極的に登録を進めていただけるきっかけになる可能性もあると思いますので、町の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（内堀喜代志君） 内堀税務課長。

（税務課長 内堀昌明君 登壇）

○税務課長（内堀昌明君） お答えします。

公益財団法人長野県農業開発公社が運営する農地中間管理機構を通じて貸し付け

た場合、地方税法に基づきまして、貸付期間に応じて課税標準額を2分の1とする特例があります。よって、税額が2分の1、半額になるというものになります。

具体的には、農振農用地内で10a以上の全所有農地を貸し付ける等の要件を満たす場合、貸付期間が10年以上、15年未満であれば3年間、15年以上であれば5年間の減税となります。なお、1m²当たりの評価額は、田の平均が69円、畑の平均が27円であり、これを2分の1相当減額しても減税額は小額にとどまっていってしまうと考えられます。

ご質問の免除というところになりますけれども、現状では本制度の利用者がいないため、まず本制度を活用していただくことが優先と考えております。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 山本今朝和議員。

○8番（山本今朝和君） 農地中間管理機構を利用する固定資産税の免除については、既に実施をされているということで、私は知りませんでした。すみません。

ただし、その契約の内容は10年、15年という長い契約期間になっておりますが、実際今、この農地中間管理機構を通して借りている契約年数、多分私の感じだと5年ぐらいが一番多いのではないかというふうに思いますので、該当者がいないのは当たり前で、むしろ私とすれば、この10年、15年を、仮に5年、10年とかに変えた場合には、当然該当者が出てくると思いますので、確かに固定資産税そのものの金額は微々たるもので、大した金額にはなりません、しかし、貸している側とすると、多少はそういうところから契約をしながら賃借をするということに対しての部分では、目を向けられる部分が出てくるのではないかというふうに思いますので、もし制度改正ができるのであれば、していただきたいというのが私の本音であります。

それで、私がなぜこのような質問をしたかという、先ほども言いましたように、最近米の価格が上がって、新規参入で米を作ろうとする状況が生まれつつあります。以前より御代田町は、減反政策により米から野菜に転換をしてきた経緯があります。これ歴史上そうなっているわけですがけれども、その田んぼを畑に変えた土地というのは、何十年も苦勞して、畑の野菜にいい土壌づくりだとか、環境づくりをしてきた部分で、今そこで野菜が作られているということで、減反で野菜を作り出した当初は、多分いいものができなかったというふうに思います。

これを今度、田んぼに変換するとなると、また何年もかかって、もし一時的に米を作ろうと思って土地を買った人たちが、米がちゃんとできないために耕作放棄をして、荒廃地になってしまう可能性もあるというふうに、そんなことも危惧される中から、農地中間管理機構を通して契約を結んで、お互いに話合いでないと土地を手放すことができないような状況づくりというのも、今後必要ではないかなというふうに感じているところです。

買って、この土地を売ってくれと言ってきた人たちは、大体その土地の3倍くらいの価格で言ってくるそうです。持ち主のほうはそれだけの値段で売れるんだったら売りたいということを耕作者に言うわけですがけれども、耕作者とするともう何十年もそこで野菜の生産をしているわけですから、できれば手放したくないわけですね。ただ、そういう決まりもないので、本人がどうしても売りたいとなれば、手放すしかないということになってしまっていて、野菜生産にも影響が出てくるというふうに思います。

それともう一つは、農地の貸し借りについては、御代田町内でできるだけ貸し借りができるような方法を取るようにしたいというのが願望の中にありまして、そうすることによって、農地そのものは減っていかない状況で済むのかなというふうに思いますので、ぜひこの辺のところも一考いただいて、固定資産税で大した金額にはなりませんけれども、ご協力いただきたいというふうに思っております。

この状況の中で、産業経済課長にお聞きしたいんですが、農地中間管理機構に集約することによって、農地の管理がしやすくなると思われれます。御代田町の地域計画を実現するためにも必要ではないでしょうか。町の取り組みについてお聞きしたいと思います。

○議長（内堀喜代志君） 浅川産業経済課長。

（産業経済課長 浅川英樹君 登壇）

○産業経済課長（浅川英樹君） お答えをいたします。

議員ご質問の農地中間管理機構を通じた農地の貸借は、令和7年4月から本格実施されております。こうした制度を活用して農地の貸借が進むと、今後基盤整備を行う場合に農業従事者の負担が減少するなどのメリットがあるとともに、耕作者の把握が容易となるため、地域計画などに活用できるようになります。

町としても、農地中間管理機構の貸借を推進していくために、関係機関や広報な

どを活用し、情報提供に努めてまいります。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 山本今朝和議員。

○8番（山本今朝和君） いずれにしても農地は、農業従事者にとっては生産が基盤となるものです。町の農業振興を進める上で、安定していることが必要かと思えます。

今後も引き続き、農地の流動化と農業振興について積極的に進めていただきたいというふうに思います。

以上で、通告5番、議席番号8番、山本今朝和が一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、通告5番、山本今朝和議員の通告の全てを終了します。

明日は、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

散 会 午後 3時53分